

# 都市計画建設部会 行政制度比較表

前橋市・富士見村合併協議会

都市計画建設部 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
1	都市計画審議会		<p>都市計画行政の円滑な運営を図るため、市が定める都市計画に関する事、都市計画について市が提出する意見に関する事、その他市長が都市計画上必要と認める事項に関する事を市長の諮問に応じ審議する。</p> <p>前橋市都市計画審議会条例 前橋市都市計画審議会運営規則</p> <p>【構成】委員 20人以内 (各都市計画区域を一の都市計画区域に変更する日において現に在任する委員の任期満了の日までの間、委員の人数については、「17人以内」を「20人以内」とする) (平成19年度：18人 その内、大胡・宮城・粕川の都市計画区域から1人ずつ選出)</p> <p>1) 学識経験のある者 2) 市議会議員 3) 関係行政機関の職員 4) 市長が特に必要と認める者</p> <p>【委員の任期】2年 【委員の報酬】会長：9,600円(日額)                   その他委員：8,700円(日額)</p>	<p>都市計画行政の円滑な運営を図るため、村が定める都市計画に関する事、都市計画について村が提出する意見に関する事、その他村長が都市計画上必要と認める事項に関する事を村長の諮問に応じ審議する。</p> <p>富士見村都市計画審議会条例</p> <p>【構成】委員 12人以内 (平成19年度：10人)</p> <p>1) 学識経験のある者 2) 村議会議員</p> <p>【委員の任期】2年 【委員の報酬】会長、その他委員：7,800円(日額)</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・都市計画区域を統合するまでの間については、富士見都市計画区域から1人を委員として選出する。</p>	
2	都市計画地図の販売		<p>・都市計画図(H18.7現在) 1/25,000・・・1,000円</p> <p>・現形図 1/25,000(1枚)・・・300円 1/10,000(5枚)・・・各300円 1/2,500(117枚)・・・各500円</p> <p>※各支所では都市計画図と全地域(1/25,000)及び各支所管内の現形図を販売</p>	<p>・都市計画図(H18.7現在) 1/10,000・・・1,000円</p> <p>・現形図 1/20,000(1枚)・・・1,000円 1/10,000(2枚)・・・各1,000円 1/2,500(22枚)・・・各1,000円</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・販売単価については、新規に作成する単価を考慮して決定する。</p>	
3	現形図等の作成		<p>【作成年月】</p> <p>・撮影：H15.1 測図：H15年度(前橋)</p> <p>・撮影：H17.3 測図：H17年度(大胡、宮城、粕川)</p> <p>・予定 撮影：H20.2 測図：H20年度</p> <p>【データ形式】デジタル(ベクトルデータ)</p> <p>【基本精度】1/2,500</p> <p>【既存図面】</p> <p>・都市計画図(1/25,000)</p> <p>・現形図(1/25,000、1/10,000、1/2,500)</p>	<p>【作成年月】</p> <p>・撮影：S53.5 測図：S53.9</p> <p>【最終修正】</p> <p>・撮影：H10.10 測図：H13.1</p> <p>【データ形式】アナログ</p> <p>【基本精度】1/2,500</p> <p>【既存図面】</p> <p>・都市計画図(1/10,000)</p> <p>・現形図(1/20,000、1/10,000、1/2,500)</p>	<p>○新市移行後、速やかに調整する</p> <p>・合併時又は合併後、できるだけ早い時期に種類・規格等を統一したものを作成することとし、統一までは既存の図面を用いる。</p>	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
4	情報公開事務		<p>都市計画区域関係書、準都市計画区域関係書、市街化区域及び市街化調整区域関係書、用途地域関係書、都市計画道路決定書、都市計画都市高速鉄道決定書、都市計画公園決定書、都市計画緑地決定書、都市計画決定図、航空写真など26種類</p> <p>前橋市情報公開条例 前橋市情報公開条例施行規則 前橋市情報公開事務取扱要綱 〈1面あたりの費用負担〉</p> <p>モノクロ（A3サイズまで）：10円                  〃（A2サイズ）：30円                  〃（A1サイズ）：50円                  カラー（A3サイズまで）：50円                  平成18年度交付件数：757件</p>	<p>都市計画区域関係書、用途地域関係書、都市計画道路決定書、都市計画決定図等</p> <p>富士見村情報公開条例 富士見村情報公開施行規則 富士見村情報公開事務取扱要領</p> <p>モノクロ（A3サイズまで）：10円                  モノクロ（A2サイズ）：30円                  モノクロ（A1サイズ）：50円                  カラー なし                  平成18年度交付件数：0件</p>	○前橋市の制度により調整する	
5	都市計画公聴会規則		市長は、都市計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認められるときは、公聴会を開催するものとする。	村長は、都市計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは公聴会を開催するものとする。	○前橋市の制度により調整する	
6	都市計画区域・準都市計画区域及び区域区分（線引き）（県決定） ・法5、5の2、7		<p>○前橋地区 14,734ha                  【都市計画区域】 14,734ha（線引き）                  当初決定：S4.11.19 最終変更：H11.8.24                  【区域区分】                  当初決定：S46.3.31                  最終変更：H16.5.14（第5回定期見直し）                  ・市街化区域 4,833ha 32.8%                  ・市街化調整区域 9,901ha 67.2%</p> <p>○大胡地区 1,976ha                  【都市計画区域】 1,976ha（非線引き）                  当初決定：S50.5.10 最終変更：H11.8.24</p> <p>○宮城地区 4,815ha                  【都市計画区域】 2,182ha（非線引き）                  当初決定：S51.3.15 最終変更：H11.8.24                  【準都市計画区域】 142ha                  当初決定：H16.5.17</p> <p>○粕川地区 2,597ha                  【都市計画区域】 1,702ha（非線引き）                  当初決定：S51.4.1 最終変更：S63.11.1</p>	<p>【都市計画区域】 2,137ha（非線引き）                  当初決定：S51.3.15 最終変更：H11.8.24                  （行政区域：7,042ha）</p>	○富士見都市計画区域は、土地利用規制の急激な変化を避けるため、合併からおおむね10年後に前橋都市計画区域に統合するまでの間、市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）を実施しないものとする。	
7	都市計画基礎調査 ・法6		<p>【実施年度】 平成17・18年度                  次回未定</p> <p>・県との調整に基づき、概ね5年ごとに実施。                  ・線引き、用途地域など都市計画変更の資料となっている。</p>	<p>【実施年度】 平成19年度                  次回未定</p> <p>・県との調整に基づき、概ね5年ごとに実施。                  ・用途地域など都市計画変更の資料となっている。</p>	○新市移行後、速やかに調整する ・法に基づき5年毎に実施する調査であり、合併後、最短の年数で新市として基礎調査が行えるようにする。	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
8	都市計画地域地区(市町村決定、一部県決定) ・法8～9		<p>○前橋地区</p> <p>【用途地域】 4,833ha 当初決定：S8.5.2 最終変更：H20.1.31</p> <p>面積 ha / 構成比%</p> <p>第一種低層住居専用地域 530 / 11.1 第一種中高層住居専用地域 956 / 19.3 第二種中高層住居専用地域 482 / 10.0 第一種住居地域 1,100 / 23.6 第二種住居地域 21 / 0.4 近隣商業地域 277 / 5.4 商業地域 296 / 6.1 準工業地域 605 / 12.4 工業地域 215 / 4.4 工業専用地域 351 / 7.3</p> <p>【高度利用地区】</p> <p>前橋駅周辺地区 8.0 千代田町8番街 0.8 千代田町5番街 0.7</p> <p>【防火地域】 15.3</p> <p>【準防火地域】 211.0</p> <p>【風致地区】</p> <p>麩城 93.1 敷島 181.05 橘山 47.10</p> <p>【駐車場整備地区】 181.0</p> <p>【特別用途地区】</p> <p>特別業務地区 12</p> <p>○大胡地区</p> <p>【用途地域】 290ha 当初決定：S53.3.10 最終変更：H17.4.5</p> <p>面積 ha / 構成比%</p> <p>第一種低層住居専用地域 20 / 6.9 第一種中高層住居専用地域 29 / 10.0 第一種住居地域 175 / 60.2 準住居地域 18 / 6.2 近隣商業地域 29 / 10.0 商業地域 10 / 3.4 準工業地域 9.7 / 3.3</p>	<p>既決定 (当初決定：H1.11.1) (最終変更：H8.5.31)</p> <p>地域地区 面積ha/ 構成比%</p> <p>【用途地域】 256/100.0</p> <p>第一種中高層住居専用地域 171/66.8 第一種中高層住居専用地域 16/6.2 (小暮土地区画整理事業地区内)</p> <p>第二種中高層住居専用地域 35/13.7 第一種住居地域 21/8.2 準住居地域 3.9/1.5 近隣商業地域 9.3/3.6</p>	<p>○富士見都市計画用途地域の区域は、現行のまま新市に引き継ぎ、前橋都市計画区域、大胡都市計画区域、宮城都市計画区域及び粕川都市計画区域の統合時期に合わせて、前橋市全体として調整を図るものとする。</p>	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																																													
9	都市計画地区計画（市町村決定） ・法12の4、12の5		<table border="0"> <tr><td>1</td><td>荒砥工業団地地区計画</td><td>52.2ha</td></tr> <tr><td>2</td><td>上細井住宅団地地区計画</td><td>6.6ha</td></tr> <tr><td>3</td><td>下大島東地区地区計画</td><td>23.3ha</td></tr> <tr><td>4</td><td>前橋駅南口地区地区計画</td><td>2.0ha</td></tr> <tr><td>5</td><td>新前橋駅南地区地区計画</td><td>2.5ha</td></tr> <tr><td>6</td><td>下細井住宅団地地区計画</td><td>17.9ha</td></tr> <tr><td>7</td><td>西善住宅団地地区計画</td><td>3.6ha</td></tr> <tr><td>8</td><td>川曲地区地区計画</td><td>3.8ha</td></tr> <tr><td>9</td><td>大屋敷地区地区計画</td><td>7.0ha</td></tr> <tr><td>10</td><td>富田地区地区計画</td><td>70.1ha</td></tr> <tr><td>11</td><td>中内地区地区計画</td><td>3.3ha</td></tr> <tr><td>12</td><td>下川地区地区計画</td><td>41.7ha</td></tr> <tr><td>13</td><td>五代南部地区地区計画</td><td>4.3ha</td></tr> <tr><td>14</td><td>亀里地区地区計画</td><td>21.4ha</td></tr> <tr><td>15</td><td>東大室地区地区計画</td><td>3.7ha</td></tr> </table>	1	荒砥工業団地地区計画	52.2ha	2	上細井住宅団地地区計画	6.6ha	3	下大島東地区地区計画	23.3ha	4	前橋駅南口地区地区計画	2.0ha	5	新前橋駅南地区地区計画	2.5ha	6	下細井住宅団地地区計画	17.9ha	7	西善住宅団地地区計画	3.6ha	8	川曲地区地区計画	3.8ha	9	大屋敷地区地区計画	7.0ha	10	富田地区地区計画	70.1ha	11	中内地区地区計画	3.3ha	12	下川地区地区計画	41.7ha	13	五代南部地区地区計画	4.3ha	14	亀里地区地区計画	21.4ha	15	東大室地区地区計画	3.7ha	なし	○前橋市の制度により調整する ・法に基づく事務であるため、合併後も新市の事務として継続する。	
1	荒砥工業団地地区計画	52.2ha																																																	
2	上細井住宅団地地区計画	6.6ha																																																	
3	下大島東地区地区計画	23.3ha																																																	
4	前橋駅南口地区地区計画	2.0ha																																																	
5	新前橋駅南地区地区計画	2.5ha																																																	
6	下細井住宅団地地区計画	17.9ha																																																	
7	西善住宅団地地区計画	3.6ha																																																	
8	川曲地区地区計画	3.8ha																																																	
9	大屋敷地区地区計画	7.0ha																																																	
10	富田地区地区計画	70.1ha																																																	
11	中内地区地区計画	3.3ha																																																	
12	下川地区地区計画	41.7ha																																																	
13	五代南部地区地区計画	4.3ha																																																	
14	亀里地区地区計画	21.4ha																																																	
15	東大室地区地区計画	3.7ha																																																	
10	地区計画等の案の作成手続に関する条例 ・法16		<p>条例制定日：H2.3.28 最終改正日：H13.6.21</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正（H12.5.19公布、H13.5.18施行）により、住民等からの案の申出制度が新設されたことに伴い、市ではこれに対応するため条例を改正した。</li> <li>・対象区域を市街化区域全域及び市街化調整区域の一定の区域とした。</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。																																														
11	都市計画マスタープラン ・法18の2		<p>【旧前橋市】</p> <p>策定日：H11.3.3 公表日：H11.3.31</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第五次前橋市総合計画」並びに「市街化区域及び市街化調整区域の整備・開発又は保全の方針」に即し、都市計画に関する「基本的な方針」として定めた。</li> <li>・目標年度は平成27年度としている。</li> <li>・市町村が定める都市計画は、都市計画マスタープランに即することとなっている。</li> </ul> <p>[策定中]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「第六次前橋市総合計画(H20スタート)」と県が定めた4つの都市計画区域マスタープランに即し、全体構想を作成した（H18）</li> <li>・H19は市民アンケートを実施し、地域別構想を作成、H20は都市計画審議会に諮問・答申を受け、H21からスタート</li> </ul>	なし	○新市移行後、速やかに調整する ・合併後、新市の総合計画の改訂（H25予定）等をふまえ、マスタープランの改訂を検討する。																																														

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
12	集落内の規制緩和		「前橋市市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準に関する条例」 ・市街化調整区域内の指定する土地の区域において、敷地面積300㎡以上などの要件を満たした上で一戸建て自己用住宅の建設を認めるもの。	なし	○前橋市の制度により調整する ・富士見都市計画区域については、区域区分（線引き）実施後の市街化調整区域が対象となり、おおむね50以上の建築物の敷地が50m以内の間隔で連なっているとして市長が定める建築物の敷地の区域（連たん区域）から50mの範囲内にある区域内において、敷地面積300㎡以上などの要件を満たした上で一戸建て自己用住宅の建設を認めるもの。	
13	都市計画法に基づく土地証明	5、7、8条	申請地が、どの都市計画区域に含まれるか、市街化区域あるいは市街化調整区域なのか、また、用途地域は何に指定されているのか等について証明する。  (交付日) 基本的には申請日に即日交付 (交付手数料) 350円【市民課で収納】	申請地が、都市計画区域に含まれるか、用途地域あるいは無指定なのか、また、都市計画区域外なのかについて証明する。  (交付日) 基本的には申請日に即日交付 (交付手数料) 300円	○前橋市の制度により調整する ・市街化区域及び市街化調整区域の証明については、区域区分（線引き）実施後に証明対象となる。 ・都市計画区域を含む区域、含まない区域と用途地域の指定がある区域あるいは無指定の区域については、合併時から証明対象となる。	
		11、12条	申請地が都市施設又は市街地開発事業の予定区域に一部もしくは全部が含まれることを証明する。  (交付日) 基本的には申請日に即日交付 (交付手数料) 350円【市民課で収納】	申請地が都市施設の予定区域に一部もしくは全部が含まれることを証明する。  (交付日) 基本的には申請日に即日交付 (交付手数料) 300円	○前橋市の制度により調整する	
14	都市計画決定（都市計画道路）	県決定（国土交通大臣の同意）	○都市計画道路の都市計画決定（変更）について ・前橋地区 ①自動車専用道路（高速自動車道等） ②一般国道 ③県道（四車線以上） ④市道（四車線以上） ・大胡、宮城、粕川地区 ①自動車専用道路（高速自動車道のみ） ②一般国道  路線数 前橋地区 25路線 大胡地区 該当なし 宮城地区 〃 粕川地区 〃	なし	○前橋市の制度により調整する ・法に基づく事務であるため、合併後も新市の事務として継続する。	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																									
		県決定（大臣同意不要）	<p>○都市計画道路の都市計画決定（変更）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋地区                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①県道（四車線未満）</li> <li>②自動車専用道路（高速自動車等）、一般国道、県道（四車線以上）における政令で定める軽易な変更</li> </ul> </li> <li>・大胡、宮城、粕川地区                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①県道（全て）</li> <li>②市道（四車線以上）</li> <li>③車線数を定めていない路線で幅員16m以上の市道</li> </ul> </li> </ul> <p>路線数 前橋地区 22路線 大胡地区 8路線 宮城地区 該当なし 粕川地区 〃</p>	<p>○都市計画道路の都市計画決定（変更）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①県道（四車線未満）</li> <li>②一般国道、県道、自動車専用道路（高速自動車国道等）、における政令で定める簡易な変更</li> </ul> <p>路線数 4路線</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法に基づく事務であるため、合併後も新市の事務として継続する。</li> </ul>																										
		市決定（知事同意）	<p>○都市計画道路の都市計画決定（変更）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋地区                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①市道（四車線未満）</li> </ul> </li> <li>・大胡、宮城、粕川地区                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①市道（四車線未満）</li> <li>②車線数を定めていない路線で幅員16m未満の市道</li> </ul> </li> </ul> <p>路線数 前橋地区 82路線 大胡地区 1路線 宮城地区 該当なし 粕川地区 〃</p>	<p>○村決定（知事同意） 都市計画道路の都市計画決定（変更）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①村道（四車線未満）</li> </ul> <p>路線数 3路線</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法に基づく事務であるため、合併後も新市の事務として継続する。</li> </ul>																										
15	都市計画決定（都市計画公園・緑地・墓園）	県決定（国土交通大臣の同意）	<p>○都市計画公園・緑地・墓園の都市計画決定（変更）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋地区                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①国が設置するもの（墓園を除く）</li> <li>②面積が10ha以上のもの</li> </ul> </li> <li>・大胡、宮城、粕川地区                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①国が設置するもの（墓園を除く）</li> </ul> </li> </ul> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>前橋地区</td> <td>大胡地区</td> <td>宮城地区</td> <td>粕川地区</td> </tr> <tr> <td>総合公園</td> <td>3箇所</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>運動公園</td> <td>2箇所</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>緑地</td> <td>2箇所</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>墓園</td> <td>1箇所</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </table>		前橋地区	大胡地区	宮城地区	粕川地区	総合公園	3箇所	該当なし	該当なし	該当なし	運動公園	2箇所	〃	〃	〃	緑地	2箇所	〃	〃	〃	墓園	1箇所	〃	〃	〃	なし	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法に基づく事務であるため、合併後も新市の事務として継続する。</li> </ul>	
	前橋地区	大胡地区	宮城地区	粕川地区																											
総合公園	3箇所	該当なし	該当なし	該当なし																											
運動公園	2箇所	〃	〃	〃																											
緑地	2箇所	〃	〃	〃																											
墓園	1箇所	〃	〃	〃																											

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		県決定（大臣 同意不要）	○都市計画公園・緑地・墓園の都市計画決定 （変更）について ・前橋地区 ①面積が10ha以上のもの又は国が設置 するもの（墓園を除く）のうち、政令で 定める軽易な変更のもの ・大胡、宮城、粕川地区 ①面積が10ha以上のもの  全地区該当なし	なし	○前橋市の制度により調整する ・法に基づく事務であるため、合併後も新市の 事務として継続する。	
		市決定 （知事同意）	○都市計画公園・緑地・墓園の都市計画決定 （変更）について  全地区 ①面積が10ha未満のもの  前橋地区 大胡地区 宮城地区 粕川地区 街区公園 140箇所 1箇所 該当なし 該当なし 近隣公園 29箇所 該当なし " " 地区公園 2箇所 " " " 緑地 19箇所 " " "	なし	○前橋市の制度により調整する ・法に基づく事務であるため、合併後も新市の 事務として継続する。	
16	都市計画決定 （市街地開発事 業）	県決定 （国土交通大臣 の同意）	○土地区画整理事業施行区域の都市計画決定 （変更）について ①面積50haを超えるもの 実績 20箇所	なし	○前橋市の制度により調整する ・法に基づく事務であるため、合併後も新市の 事務として継続する。	
		県決定 （大臣同意不 要）	○土地区画整理事業施行区域の都市計画決定 （変更）について ①面積が50ha以上のものうち、施行区 域または、面積の変更で、当該変更に係わ る部分の面積の合計が4ha未満であり、 かつ変更前の面積の10%未満であるもの  ・基本的に該当するところはないが大臣同意 の案件で軽易な変更の場合にはあり得る。	なし	○前橋市の制度により調整する ・法に基づく事務であるため、合併後も新市の 事務として継続する。	
		市決定 （知事同意）	○土地区画整理事業施行区域の都市計画決定 （変更）について ①面積50ha以下のもの 実績 10箇所	○村決定（知事同意） 土地区画整理事業施行区域の都市計画決定 （変更）について ①面積50ha以下のもの 施行中 ・1箇所 18.6ha	○前橋市の制度により調整する ・法に基づく事務であるため、合併後も新市の 事務として継続する。	



都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
17	都市計画決定 (供給処理施設)	市決定 (知事同意)	○汚物処理場の都市計画決定(変更)について 実績 前橋地区 1箇所 大胡地区 1箇所	なし	○前橋市の制度により調整する ・法に基づく事務であるため、合併後も新市の事務として継続する。	
		市決定 (知事同意)	○ごみ焼却場の都市計画決定(変更)について 実績 前橋地区 2箇所 大胡地区 1箇所	なし	○前橋市の制度により調整する ・法に基づく事務であるため、合併後も新市の事務として継続する。	
		県決定(大臣同意不要)	○産業廃棄物処理施設の都市計画決定(変更)について 実績なし	なし	○前橋市の制度により調整する ・法に基づく事務であるため、合併後も新市の事務として継続する。	
		市決定 (知事同意)	○ごみ処理場の都市計画決定(変更)について 実績なし	なし	○前橋市の制度により調整する ・法に基づく事務であるため、合併後も新市の事務として継続する。	
		市決定 (知事同意)	○市場、と畜場、火葬場の都市計画決定(変更)について 実績 火葬場 1箇所	なし	○前橋市の制度により調整する ・法に基づく事務であるため、合併後も新市の事務として継続する。	
18	都市計画決定状況 都市計画道路		○都市計画道路 前橋地区 大胡地区 合計 路線数 1 2 9 路線 9 路線 1 3 8 路線 計画延長 292,190m 11,970m 304,160m 改良済延長 157,710m 2,870m 160,580m 改良済率 54.0% 24.0% 52.8%	○都市計画道路 路線数 7 路線 計画延長 13,580m 改良済延長 830m 改良済率 6.1%	○現行のまま新市に引き継ぐ	
19	都市計画決定状況 都市計画公園		○都市計画公園 計画箇所数 計画面積 供用面積 (箇所) (ha) (ha) 前橋 大胡 前橋 大胡 前橋 大胡 街区公園 140 1 40.67 0.29 38.74 0.29 近隣公園 29 43.9 30.7 地区公園 2 7.0 7.0 総合公園 3 131.4 48.4 運動公園 2 62.4 62.4 小計 176 1 285.37 0.29 187.24 0.29 合計 177 285.66 187.53	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
20	都市計画決定状況 都市計画緑地		○都市計画緑地 前橋地区 大胡地区 計画箇所数 21箇所 該当なし 計画面積 51.98ha 〃 供用面積 46.62ha 〃	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
21	都市計画決定状況 都市計画墓園		○都市計画墓園 前橋地区 大胡地区 計画箇所数 1箇所 該当なし 計画面積 77.9ha // 供用面積 55.3ha //	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
22	市街地開発事業 (土地区画整理事業)		○土地区画整理事業 ・前橋地区 施行済箇所 施行中箇所 計()は面積 県施行 2(219.9) 0(0) 2(219.9ha) 市施行 31(1,448.0) 9(580.3) 40(2,028.3ha) 組合施行 22(334.0) 0(0) 22(334.0ha) 個人施行 8(52.8) 0(0) 8(52.8ha) 計 63(2,054.7) 9(580.3) 72(2,635.0ha) 市街化区域に対する百分率 54.5%  ・大胡地区 施行済箇所 施行中箇所 計()は面積 組合施行 1(4.9) 1(19.9) 2(24.8ha) ※市街化調整区域 個人施行 1箇所 6.7ha ●未整備地区 8箇所 269.4ha	○土地区画整理事業 施行済箇所 施行中箇所 計()は面積 村施行 0(0) 1(18.6) 1(18.6ha) 用途地域に対する百分率 7.3%	○現行のまま新市に引き継ぐ	
23	市街地開発事業		箇所数 2 面積 1.1ha ・千代田町二丁目8番商店街地区 0.8ha ・千代田町二丁目5番街地区 0.3ha	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
24	都市計画法に基づく開発審査会の設置		平成13年4月1日から特例市に移行することに伴い、地方分権一括法に基づく地方分権に関する法改正及び都市計画法の改正により、特例市である本市に開発審査会を設置した。 (委員：7人) 【根拠法令等】 都市計画法第78条 都市計画法施行令第43条 前橋市開発審査会条例 前橋市開発審査会運営規則 開発審査会提案基準	なし	○前橋市の制度により調整する ・富士見村については、区区分(線引き)実施後の市街化調整区域での開発行為が対象となる。	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
25	国土利用計画法に基づく届出制度		<p>一定面積以上の土地取引（売買、交換、営業譲渡、代物弁済、賃借権の設定など）を行う場合には、国土利用計画法に基づく届出が必要。この制度は、土地の投機的取引や価格の高騰を抑制し、乱開発を防ぐことを目的としている。</p> <p>前橋市全域において、市街化区域内2,000㎡、市街化区域を除く都市計画区域内5000㎡、都市計画区域外10,000㎡以上の面積を取引する場合に、届出が必要となる。土地売買等の契約をしたときは、権利取得者（売買の場合であれば買主）は、契約を締結した日から起算して2週間以内に取引価格や利用目的を記入した知事あての届出書を本市を経由して知事に提出。</p> <p>【根拠法令等】 国土利用計画法第23条 国土利用計画法第5章に係る市町村事務処理要綱</p> <p>【処理件数】 H14： 51件                   H17： 21件 H15： 10件                   H18： 31件 H16： 58件</p>	<p>一定面積以上の土地取引（売買、交換、営業譲渡、代物弁済、賃借権の設定など）を行う場合には、国土利用計画法に基づく届出が必要。この制度は、土地の投機的取引や価格の高騰を抑制し、乱開発を防ぐことを目的としている。</p> <p>富士見村全域において、都市計画区域内5,000㎡、都市計画区域外10,000㎡以上の面積を取引する場合に、届出が必要となる。土地売買等の契約をしたときは、権利取得者（売買であれば買主）は、契約を締結した日から起算して2週間以内に取引価格や利用目的を記入した知事あての届出書を本村を経由して知事に提出。</p> <p>【根拠法令等】 左記同様</p> <p>【処理件数】 H14： 3件                   H17： 0件 H15： 0件                   H18： 1件 H16： 0件</p>	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ ・制度上に差異はなく、合併後も新市の制度として継続する。</p>	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
26	公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出及び申出		<p>土地利用の混乱、地価高騰等に起因して公共用地の取得難という問題が顕著化してきたことに対して、その改善を図り、もって地方公共団体等による公有地の拡大の計画的な推進によって、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>用地取得の方法は2種類あり、民間への譲渡の取引を一時留保させ、地方公共団体等の買取り希望があればそれを優先させる「届出制」と当初から地方公共団体等への譲渡を希望し、譲受人を知事に決定してもらうために申し出る「申出制」とに分類される。</p> <p>(届出) 面積200㎡以上 都市計画施設区域内の土地 面積5,000㎡以上 都市計画区域内の市街化区域 面積10,000㎡以上 都市計画区域内の市街化調整区域を除く</p> <p>(申出) 面積200㎡以上(用途地域内に限り100㎡) 都市計画区域内の土地</p> <p>【根拠法令等】 公有地の拡大の推進に関する法律第4条及び第5条</p> <p>【処理件数】 H14: 9件      H17: 15件 H15: 6件      H18: 16件 H16: 17件</p>	<p>土地利用の混乱、地価高騰等に起因して公共用地の取得難という問題が顕著化してきたことに対して、その改善を図り、もって地方公共団体等による公有地の拡大の計画的な推進によって、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>用地取得の方法は2種類あり、民間への譲渡の取引を一時留保させ、地方公共団体等の買取り希望があればそれを優先させる「届出制」と、当初から地方公共団体等への譲渡を希望し、譲受人を知事に決定してもらうために申し出る「申出制」とに分類される。</p> <p>(届出) 面積200㎡以上 都市計画施設区域内の土地 面積10,000㎡以上 都市計画区域内の土地</p> <p>(申出) 面積200㎡以上(用途地域内に限り100㎡) 都市計画区域内の土地</p> <p>【根拠法令等】 公有地の拡大の推進に関する法律第4条及び第5条 左記同様</p> <p>【処理件数】 各課で対応の為に不明</p>	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ ・制度上に差異はなく、合併後も新市の制度として継続する。</p>	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
27	路外駐車場の届出・路外駐車場の管理規程の届出		<p>都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分が500㎡以上（駐車ますを合計した面積）の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する駐車場管理者は、あらかじめ、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を届け出ることが義務づけられている。また、路外駐車場管理者は、運営の基本となるべき管理規程を定め、届け出なければならない。法施行は昭和33年で昭和55年に県から権限委譲された。</p> <p>【根拠法令等】 駐車場法第12条及び第13条</p> <p>【H18年度までの通算処理件数】 駐車場数 19箇所 駐車台数 2,874台</p>	<p>都市計画区域内において、自動車の駐車のために供する部分が500㎡以上（駐車ますを合計した面積）の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する駐車場管理者は、あらかじめ、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を届け出ることが義務づけられている。また、路外駐車場管理者は、運営の基本となるべき管理規程を定め、届け出なければならない。</p> <p>【根拠法令等】 駐車場法第12条及び第13条</p> <p>【通算処理件数】 0件</p>	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ ・制度上に差異はなく、合併後も新市の制度として継続する。</p>	
28	特定路外駐車場の届出		<p>自動車の駐車のために供する部分が500㎡以上（駐車ますを合計した面積）の路外駐車場（道路法の自動車駐車場、都市公園法の公園施設、建築物又は建築物特定施設を除く）でその利用について駐車料金を徴収するもの（「特定路外駐車場」という）を設置する路外駐車場管理者等は、あらかじめ、特定路外駐車場の位置、規模、移動等円滑化のために必要な構造及び設備その他必要な事項を届け出ることが義務づけられている。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合は、その届出書に添付して届け出ることができる。法施行は平成18年12月20日。</p> <p>【根拠法令等】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条</p> <p>【H18年度までの通算処理件数】 0件</p>	<p>自動車の駐車のために供する部分が500㎡以上（駐車ますを合計した面積）の路外駐車場（道路法の自動車駐車場、都市公園法の公園施設、建築物又は建築物特定施設を除く）でその利用について駐車料金を徴収するもの（「特定路外駐車場」という）を設置する路外駐車場管理者等は、あらかじめ、特定路外駐車場の位置、規模、移動等円滑化のために必要な構造及び設備その他必要な事項を届け出ることが義務づけられている。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合は、その届出書に添付して届け出ることができる。法施行は平成18年12月20日。</p> <p>【根拠法令等】 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条</p> <p>【H18年度までの通算処理件数】 0件</p>	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ ・制度上に差異はなく、合併後も新市の制度として継続する。</p>	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
29	都市計画事業等 予定区域内にお ける建築許可		<p>都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。また当該建築物は都市計画に適合するか、容易に移転あるいは除却が可能であるものでなければならない。</p> <p>しかし、本市においては平成13年4月1日に「都市計画法第54条で定めのない建築許可に関する取扱基準」を定め、鉄筋コンクリート造や階数が3以上の建築物についても都市計画に適合する場合は許可している。</p> <p>【根拠法令等】 都市計画法第53条     "    第54条 都市計画法第54条で定めのない建築許可に関する取扱基準</p> <p>【処理件数】 H14： 96件    H17： 79件 H15： 66件    H18： 70件 H16： 68件</p>	<p>都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。本村では建築主事のいる前橋土木事務所に進達している。</p> <p>【根拠法令等】 都市計画法第53条     "    第54条</p> <p>【処理件数】 H14： 1件    H17： 0件 H15： 0件    H18： 0件 H16： 2件</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併後は新市の事務となる。</li> <li>・都市計画施設等が決定された場合には対象となる。</li> </ul>	
30	風致地区内にお ける建築許可		<p>都市の自然環境を保全し、自然美の維持、増進を図る目的で風致地区が指定されており、その地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹伐採等を行う場合には県知事の許可を受けなければならない。その基準について群馬県の条例による規定が定められている。</p> <p>※平成16年5月17日から県から権限移譲された。</p> <p>【根拠法令等】 都市計画法第58条 「群馬県風致地区内における建築等の規制に関する条例」及び「前橋市風致地区内における建築等の規制に関する規則」</p> <p>【処理件数】 H14： 34件    H17： 52件 H15： 43件    H18： 44件 H16： 46件</p>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富士見村についても風致地区が指定された場合は対象となる。</li> </ul>	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
31	市街地整備事業	市街地再開発事業に係る許可等の事務	○市街地再開発事業に係る許可等の事務 ・市街地再開発促進区域内における建築の許可等 ・市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可等	なし	○法に基づく許可等の事務のため、前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 ただし、区域区分（線引き）実施後の市街化区域が対象となる。	
		市街地再開発事業補助	○前橋市市街地再開発事業補助（前橋市市街地再開発事業補助金交付要項）  （対象） 都市再開発法に基づき、市街地再開発事業を施行する個人施行者、市街地再開発組合等 （内容） 国の「市街地再開発事業補助要領」に適合する次に掲げる事業費について、予算の範囲内で補助する。 ・調査設計計画のうち事業計画の作成 ・事業計画を除く調査設計計画 ・土地整備及び共同施設整備 ・附帯事務費 （補助率） 補助対象事業に要する費用の2/3以内で補助する。	なし	○国の制度要綱に基づく助成制度のため、前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 ただし、区域区分（線引き）実施後の市街化区域が対象となる。	
		再開発推進団体助成補助	○前橋市再開発推進団体助成補助（前橋市再開発推進団体助成補助金交付要項）  （対象） 規約又は定款を定めて市街地再開発事業を推進する団体 （内容） 調査、研究及び運営のための事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助する。 （補助率） 該当する費用の合計額の1/3以内（ただし、100万円を限度とする。） （助成期間） 団体の設立の日の属する年度から事業計画決定公告の日の属する年度まで（ただし、通算で5年を限度とする。）	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 ただし、区域区分（線引き）実施後の市街化区域が対象となる。	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		まちなみデザイン推進事業補助	<p>○前橋市まちなみデザイン推進事業補助 (前橋市まちなみデザイン推進事業補助金 交付要綱)</p> <p>(対象) まちなみデザイン推進事業を施行する協議会 組織 (内容) 良好なまちなみの形成方策等に係る検討に要 する経費 補助対象経費の2/3以内</p>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 ただし、区域区分(線引き)実施後の市街化 区域が対象となる。</p>	
		優良建築物等整備事業補助	<p>○前橋市優良建築物等整備事業補助 (前橋市優良建築物等整備事業補助金 交付要項)</p> <p>(対象) 優良建築物等の整備を行う者 (内容) 国の要綱に定める優良建築物等整備事業で、 市長が補助金の交付の必要性を認めた事業に対 し、予算の範囲内で補助金を交付する。 (補助率) 優良建築物等整備に要する費用のうち次に掲 げる経費の合計の2/3以内の額を補助する。 ・調査設計計画の作成に要する費用 ・土地整備に要する費用 ・共同施設整備に要する費用</p>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。 ただし、区域区分(線引き)実施後の市街化 区域が対象となる。</p>	
32	農住組合関係		<p>(目的) 市街化区域内の農地を活用して計画的に良好 な住宅・宅地を供給していくためのまちづくり を行う。 (対象区域) 住宅需要の著しい一定の市区町村 (組合員) 土地所有者3人以上 (農地所有者3人以上含) (地区面積) 農地面積0.5ha以上 (事業の範囲) (1) 土地区画整理事業 (2) 住宅利便施設の整備 (3) 宅地・建物の賃貸・分譲・管理 (4) 土地の交換分合 (5) 土地改良事業 (6) 農業共同利用施設の設置・管理等</p>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する ・法に基づく制度のため、前橋市の制度を富士 見村に拡大する。 ただし、区域区分(線引き)実施後の市街化 区域が対象となる。</p>	



都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
33	都市整備振興公社関係		<p>○都市整備振興公社に関する事務</p> <p>*公社の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設立年月日 平成3年2月16日</li> <li>・名称 財団法人 前橋市都市整備振興公社 (理事長 前橋市副市長)</li> <li>・事務所 前橋市本町一丁目5番2号</li> <li>・出捐金 1億円</li> <li>・目的 都市再開発及び駐車場その他の都市施設の整備に関する事業を行う。</li> </ul> <p>*駐車場・駐輪場 19箇所 (H19.4現在) (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公社直営で運営管理: 13箇所 (指定管理期間H18.4.1~H21.3.31)</li> <li>・市から受託管理: 6箇所</li> </ul>	なし		○前橋市の外郭団体に関する事務のため、現行のまま新市に引き継ぐ
34	組合土地区画整理事業	個人及び組合施行の土地区画整理事業に関する許認可	<p>○個人及び組合施行の土地区画整理事業に関する許認可</p> <p>①施行実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合施行 22地区 334.0ha</li> <li>・個人施行 8地区 52.8ha (前橋の都市計画、平成19年6月)</li> </ul> <p>②施行中 1地区 19.9ha</p> <p>③施行検討中 2地区 65.7ha (南部拠点地区49ha、 朝倉工業団地(拡張16.7ha))</p>	なし		○法に基づく許可等の事務のため、前橋市の制度により調整する ・富士見村においては、県の事務であるが、制度上の差異はない。合併後は新市の事務として継続する。

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		組合土地区画整理事業助成	<p>○組合土地区画整理事業助成要項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成内容・・・本市の都市計画決定に従い、市街化区域内又は都市計画用途地域内において施行するもの、施行面積が10ヘクタール以上、公園等公共の用に供する土地の面積が施行地区の面積の20パーセント以上、都市計画道路又は幅員10メートル以上の道路の新設又は改良を含むこと。</li> <li>・補助金・・・予算の範囲内において市長が定める。埋蔵文化財の調査経費については、次の金額を交付。 試掘調査費は全額、本調査を必要とする場合は、公共施設の用地に関する部分の調査費用の範囲内</li> </ul> <p>組合等設立認可された後の工事費及び用地費については、次により算定した額を合算し交付。 都市計画道路、区画道路の工事費(築造費)の1/2以内。都市計画道路、区画道路の用地買収事業費の内、用地費の1/2以内。</p>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採択要件の対象区域に「都市計画用途地域」「都市計画マスタープランの新市街地」を付け加える。</li> </ul>	
		組合土地区画整理事業推進団体補助	<p>○前橋市組合土地区画整理事業推進団体補助金交付要項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成内容 土地区画整理法の規定による設立の認可を受けるまでの間に土地区画整理組合の設立のために準備活動を行う団体に対する補助金の交付</li> <li>・補助金 5万円から15万円の範囲を3年度を限度とし、交付する。(2年の延長可)</li> <li>・交付実績 なし</li> </ul>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市の補助金交付要項が富士見村にも適用となる。</li> </ul>	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
35	開発許可	開発行為の許可	<p>○開発行為の許可（都市計画法第29条） 開発行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、特例市の長の許可を受けなければならない。 （許可の必要な開発行為）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域・・・開発区域の面積が1,000㎡以上</li> <li>・市街化調整区域・・・原則的に全ての開発行為</li> <li>・区域区分のない都市計画区域及び準都市計画区域・・・開発区域の面積が3,000㎡以上</li> <li>・都市計画区域及び準都市計画区域外・・・開発区域の面積が10,000㎡以上</li> </ul> <p>【関係法令等】 前橋市開発行為許可等手数料条例 前橋市開発行為等の規制に関する規則 前橋市宅地開発指導要綱</p> <p>【受付件数】 平成18年度 309件</p>	<p>○開発行為の許可（都市計画法第29条） 非線引きの都市計画区域内で3,000㎡以上、都市計画区域外で10,000㎡以上の開発行為を行う場合に県の開発許可が必要となる。また、申請にあたり村に対して富士見村開発事業指導要綱に基づく事前協議が必要となり、申請者が県に協議書を提出した後、県から村に意見照会があり、これを受けて村は県に意見書を提出する。</p> <p>【関係法令等】 富士見村土地開発事業指導要綱</p> <p>【受付件数】 平成18年度 20件</p>	○前橋市の制度により調整する。ただし、開発許可要件については、区域区分（線引き）実施までの間は現行のままとなる。	
		開発許可を受けた土地における建築等の制限	<p>○開発許可を受けた土地における建築等の制限（都市計画法第42条） 何人も、開発許可を受けた開発区域内においては、完了公告があった後は、当該開発許可に係る予定建築物等以外の建築物を新築してはならず、また、建築物を改築し、又は用途を変更してはならない。ただし、特例市の長が許可したときは、この限りでない。</p> <p>【関係法令等】 前橋市開発行為許可等手数料条例 前橋市開発行為等の規制に関する規則 前橋市宅地開発指導要綱</p> <p>【受付件数】 平成18年度 16件</p>	なし（前橋土木事務所経由 県建築住宅課で許可）	○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は新市の事務となる。	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限	<p>○開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限（都市計画法第43条） 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、特例市の長の許可を受けなければ、建築物を新築してはならず、また、建築物を改築し、又は用途を変更してはならない。</p> <p>【関係法令等】 前橋市開発行為許可等手数料条例 前橋市開発行為等の規制に関する規則 前橋市宅地開発指導要綱</p> <p>【受付件数】 平成18年度 79件</p>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する ・市街化調整区域が対象となる。</p>	
		許可に基づく地位の承継	<p>○許可に基づく地位の承継（都市計画法第44条、45条） 開発許可を受けた者の当該開発許可に基づく地位の承継について承認する。</p> <p>【関係法令等】 前橋市開発行為許可等手数料条例 前橋市開発行為等の規制に関する規則</p> <p>【承認件数】 平成18年度 0件</p>	なし (前橋土木事務所経由由県建築課で承認)	<p>○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は新市での承認となる。</p>	
		開発登録簿	<p>○開発登録簿（都市計画法第46条、47条） 開発許可をしたときは、当該許可に係る土地について、開発登録簿に登録し、調製し、保管しなければならない。また、閲覧及び写しの交付をする。</p> <p>【関係法令等】 前橋市開発行為許可等手数料条例 前橋市開発行為等の規制に関する規則 前橋市開発登録簿閲覧規則</p>	なし (前橋土木事務所及び県建築課で閲覧)	<p>○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は新市での登録、閲覧、写しの交付となる。</p>	
		開発行為又は建築に関する証明書等の交付	<p>○開発行為又は建築に関する証明書等の交付（都市計画法施行規則第60条） 建築基準法の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が都市計画法の規定に適合していることを証する書面の交付を特例市の長に求めることができる。</p> <p>【関係法令等】 前橋市開発行為等の規制に関する規則</p> <p>【証明件数】 平成18年度 39件</p>	なし (前橋土木事務所経由由県建築課で交付)	<p>○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は新市での事務となる。</p>	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		都市計画法違反 工作物等の事務 処理	○都市計画法違反工作物等の事務処理 (都市計画法第80条、81条) 都市計画法に違反する行為の是正処置及び監 督処分等に関する事務。  【関係法令等】 前橋市違反工作物等事務処理要綱 【処理件数】 平成18年度 1件	なし (前橋土木事務所経由県建築課で対応)	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の違反工作物等事務処理要綱を見直 し、監督処分(法81条)の執行を含めた内容 とする。	
36	宅地開発事業計 画事前協議		1,000㎡以上の開発行為を行う者は、関連する 公共公益施設等について、開発行為の許可申請 前に宅地開発事業計画事前協議書により、あら かじめ市長と協議しなければならない。  【関係法令等】 前橋市宅地開発指導要綱 【受付件数】 平成18年度 55件	1,000㎡以上又は、1,000㎡未満であっても3 区画以上(1区画230㎡以上)の住宅用地の分 譲、また共同住宅にあっては6世帯(戸)以上の 開発行為を行う者は、関連する公共、公益施 設、雨水排水処理方法等について、開発行為の 許可申請前に土地開発事業指導要綱により、あ らかじめ村長と協議しなければならない。  【関係法令等】 富士見村土地開発事業指導要綱 【受付件数】 平成18年度 22件	○合併時から新市の開発指導要綱として一つに 統一する	
37	優良宅地等の認 定		優良な宅地及び住宅を譲渡する場合の譲渡益 にかかる税の減免制度を受けるための認定事 務。  【関係法令等】 ・租税特別措置法第28条の4、 31条の2、62条の3、63条 ・前橋市租税特別措置法関係手数料条例 ・前橋市租税特別措置法に基づく優良宅地 認定事務施行細則 ・前橋市租税特別措置法に基づく優良住宅 認定事務施行細則  【認定件数】 優良宅地 平成18年度 0件 優良住宅 平成18年度 0件	優良な宅地及び住宅を譲渡する場合の譲渡益 にかかる税の減免制度を受けるための認定事 務。  【関係法令等】 ・租税特別措置法第28条の4、 31条の2、62条の3、63条 ・富士見村手数料徴収条例 ・富士見村租税特別措置法に基づく優良な宅地 及び住宅の認定に関する規則  【認定件数】 優良宅地 平成18年度 0件 優良住宅 平成18年度 0件	○前橋市の制度により調整する ・合併後は、新市での優良宅地等の認定とな る。	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
38	景観推進事業	都市景観条例及び施行規則	○前橋市都市景観条例及び施行規則 本市では、県条例に基づく「大規模な行為の届出制度」は適用除外とされ、市条例による届出制度となっている。 ①前橋市都市景観形成基本計画 ②大規模行為の届出制度 大規模行為に該当する建築物等の新築等の経費の一部に対する助成制度がある。 ③景観形成モデル地区制度 景観形成モデル地区内での建築物等の新築等に係る経費の一部に対する助成制度がある。 ④美しいまちづくり推進地区制度 この制度に関連して、美しいまちづくり協議会に対する助成制度がある。 ⑤都市景観形成建築物等の指定制度 景観形成建築物等の維持及び保存等に係る経費の一部に対する助成制度がある。 ⑥前橋市都市景観審議会 委員定数は15人以内で、市民代表や学識経験者などで構成される。(現在の委員数は15人)	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大することにより、広域的な見地からの景観行政が実施できる。	
		景観行政団体	平成21年4月の中核市移行に伴い、景観行政団体となり、より主体的に景観行政を行うことができる。	なし	○前橋市の制度により調整する	
		景観計画	景観法に基づく景観計画の策定を平成19年、20年で行う。	なし	○新市移行後、速やかに調整する ・合併後、早期に富士見地区を調査し、景観計画の改訂を検討する。	
		助成制度	○助成制度 助成要項には以下の2つがある。 ①前橋市都市景観形成助成金交付要項 ・モデル地区内の行為に対する助成 ・大規模行為に対する助成 ・景観形成建築物等に対する助成 ・その他の行為に対する助成 ②前橋市美しいまちづくり協議会活動助成金交付要項	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大することにより、広域的な見地からの景観行政が実施できる。	
		まえばし都市景観賞	○まえばし都市景観賞 まえばし都市景観賞実施要綱に基づき、原則として隔年で実施。受賞者をまえばし都市景観フォーラムで表彰する。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大することにより、まえばし都市景観賞の対象となる。	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		まえばし都市景観フォーラム	○まえばし都市景観フォーラム 景観形成に関する啓発活動の一環で、原則として隔年で実施	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大することにより、広域的な見地からの景観行政が実施できる。	
		景観アドバイザー	○前橋市景観アドバイザー制度 前橋市景観アドバイザー設置要綱に基づき設置するもので、市民、事業者等の要請に基づき、建築物、工作物等のデザイン等の相談に応じる。 都市景観の形成に関して専門的知識と経験を有する若干名で構成される。(現在は4人)	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大することにより、建築物のデザイン等の相談が可能となる。	
39	群馬県屋外広告物条例に基づく事務処理		本市では、平成10年に群馬県屋外広告物条例の事務の処理の特例により、市の事務として行っている。	なし (前橋土木事務所及び県都市計画課において処理)	○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は屋外広告物の届出・許可申請等は新市に提出する。	
40	建築基準法等に関する事務		(建築基準法：建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産を保護することを定めた法律(昭25法201) この目的を達成するために建築物の敷地、構造、建築設備等に関し、科学的な規格と基準を設定するとともに、建築物がそれに従って建築されるように建築主事による確認及び建築協定等について規定している。)  【建築確認等の事務手続き】 ○前橋市では、建築確認、許可等の事務は、市建築指導課に申請書等を提出している。 確認、許可等の手数料は、市で受領している。  (参考) ※平成11年の建築基準法の改正により、現在(財)群馬県建設技術センター(前橋市大渡町)他17の指定確認検査機関が建築確認等(許可等は除く。)の事務を行っている。	なし (前橋土木事務所建築グループにおいて処理)	○前橋市の制度により調整する ・建築基準法に関する事務については、前橋市は特定行政庁であるため、市で行っているが、富士見村については群馬県が行っている。合併後は新市の事務となる。	
41	建築主事(建築基準法第4条)		○本市の吏員3人 建築基準法に基づき、建築物の建築に関する確認、検査などを行い、市町村及び都道府県に置かれる吏員をいう。建築主事は、市町村又は都道府県の吏員で国土交通大臣の行う資格検定に合格し、登録された者の内から任命される。建築主事は身分服務等については、知事又は市町村長の指揮監督を受けるが確認事務については他の制約を受けない。	なし (前橋土木事務所建築グループリーダーが建築主事である)	○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は新市の事務となる。	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
42	建築確認等事務 (建築基準法第6 条第1項及び同 法第7条第1項)		学校、劇場、病院、百貨店などの特殊建築物をはじめ、一般建築物の建築又は修繕などの計画が、その建築物の敷地構造及び建築設備に関する法律や条例などの規定に適合しているかどうか、建築主事によって行われる確認をいう。 この確認を行う場合には、管轄の消防長または消防署長の同意を得る場合がある。建築主は、建築、修繕などの工事に着手する前に確認を受けなければ工事を行うことはできない。 また、工事が完成したら4日以内に完了検査申請を行わなければならない。	なし (前橋土木事務所を確認をする)	○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後建築確認申請等は新市へ提出することとなる。	
43	建築監視員(建 築基準法第9条 の2)		○本市の吏員6人 緊急な必要がある場合における違反建築物について、仮に使用禁止または制限する旨の命令をすることができる。	なし (前橋土木事務所建築主事が対応する)	○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は新市の事務となる。	
44	建築協定の認可 (建築基準法第 69条)		一定区域の土地所有者及び借地権者が、住宅地としての環境又は商店街としての利便を増進し、かつ、土地の環境を改善するため、関係者が協定を結び特定行政庁が認可することにより、その区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠等について制限することができる。	なし (県で認可する)	○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は新市の事務となる。	
45	地区計画の指定 (建築基準法第 68条の2)		都市計画法に規定される市町村が定める都市計画の一つで、建築物の建築形態、公共施設、その他の施設の配置等から見て、それぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境を整備し、保全するための計画をいう。 地区整備計画が定められた区域内においては、条例で建築物に関する制限を定めることができる。従って、地区計画とは、広域的見地から行われる土地利用規制と個々の建築物の建築規制とを包括的に行うことによって、良好な市街地形成を目指すもの。	なし(村が条例で定める)	○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は新市の事務となる。	
46	建築審査会(建 築基準法第78 条)		○本市委員7人(自治法に定める附属機関) 建築基準法に規定する同意及び審査請求に対する裁決の議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、重要事項を調査審議するため、建築主事を置く市町村及び都道府県に置かれる機関をいう。委員5人又は7人をもって構成し、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関する学識経験者の中から、市町村長又は都道府県知事が任命する。	なし (県に置かれている)	○前橋市の制度により調整する	



都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
47	群馬県特定行政 庁連絡会議		群馬県内の9特定行政庁で構成する組織、建 築行政に関する連絡、調整等を行う。	なし (県が加入している)	○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は新市の事務 となる。	
48	建築物実態調査		年に一度、国が指定した建築物の構造、床面 積等の調査を行う。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
49	諸証明書発行事 務		○建築確認済証明書等の証明書発行事務 (手数料@350円)	なし (前橋土木事務所が発行している。 手数料@400円)	○前橋市の制度により調整する ・合併後は新市の事務となり富士見村では、合 併前に比べ手数料負担が軽減される。	
50	耐震相談事務		木造建築物の耐震相談を実施している。非木 造については専門業者を紹介する。	なし (前橋土木事務所で実施している)	○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は新市の事務 となる。	
51	建築計画概要書 等閲覧事務		法第93条の2に基づき、建築確認に添付さ れる概要書等を市民の閲覧に供する。コピーを 認めている。 一面@10円	なし (前橋土木事務所で実施している。コピーを認 めていない)	○前橋市の制度により調整する ・合併後は新市の事務となり、富士見村の概要 書についても、コピーが可能となる。	
52	許可及び認定事 務		○建築基準法等に基づく事務 許可は、法律上の制限禁止を解除して、自由 を回復させる行為であり、認定は公の権威を もってある事実又は法律関係の可否を確認す ることをいう。 許可は内容により、都市計画審議会、建築審 査会等に付議するものがある。	なし (前橋土木事務所で受付し、県建築住宅課で実 施している)	○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は新市の事務 となる。	
53	建築物等定期報 告		法第12条に基づく報告で、法第6条第1項 第1号に掲げる建築物及び政令で定める建築物 等で特定行政庁が指定するものの所有者等は、 建築物の敷地、構造、建築設備について省令で 定めるところにより、定期に有資格者に調査さ せその結果を特定行政庁に報告する義務を負 う。	なし (月に1度、村でとりまとめ、前橋土木事務所 へ報告)	○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は新市の事務 となる。	
54	建築物における 駐車施設の附置 等に関する条例 に基づく事務		本市都市交通の円滑化を図り、市民の利便に 資するため建築物の所有者等及び自動車による 通勤者を雇用する事業者に対して、駐車施設の 整備に関する責務を定め、駐車場法の規定に基 づき、建築物における駐車施設の附置、管理等 について必要な事項を定める。	なし	○前橋市の制度により調整する ・合併後は前橋市の制度が富士見村においても 適用となる。	
55	建築パトロール		建築監視員等が市内をパトロールし、違反建 築物の未然防止及び是正指導を行う。また、毎 年10月の違反建築防止週間に一斉パトロール を行う。	なし (前橋土木事務所で毎年10月の違反建築防止週 間に一斉パトロールを行い、違反建築物の未然 防止及び是正勧告を行う。)	○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は新市の事務 となる。	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																				
56	道路位置指定等 事務		<p>法第42条第1項第5号に基づき道路位置の指定及び第45条第1項の規定に基づく、変更、廃止を受けようとする者が行う申請に対し、指定等を行う。</p> <p>※市街化区域内の事務。市街化調整区域内では道路の造成が開発行為となる。</p>	なし (前橋土木事務所で行う)	○前橋市の制度により調整する ・道路位置指定要件については、区域区分(線引き)実施までの間は現行のままとする。																					
57	生活道路後退用地 整備事業		<p>市では、要綱を定め後退道路の私有地の部分を明確にするため、建築確認申請のときに後退杭の設置を依頼している。既に後退して塀、よう壁などがある場合などで、後退用地の寄付を条件に市で測量、分筆、登記を行い奨励金の支給を行う。また、所有者等の承諾を得て後退した土地を無料で借り受け、道路として整備も行う。</p> <p>(寄付の奨励金) 単位:円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>後退面積</th> <th>市街化区域</th> <th>調整区域</th> <th>大胡・宮城・粕川区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20㎡以下</td> <td>50,000</td> <td>20,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>20㎡超～</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>40㎡以下</td> <td>100,000</td> <td>45,000</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>40㎡超</td> <td>130,000</td> <td>60,000</td> <td>25,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>建築基準法の規定で、4メートル未満の道で特定行政庁が指定した道は、道路の中心から水平距離2メートル、水路などがある場合は、一方向に4メートルの線が道路の境界と見なされる(後退道路)。</p> <p>建築物の新築、改築、増築をする場合は、建築物及び附属する門、塀、よう壁などは、この後退道路内に突き出して建築、築造できない。</p>	後退面積	市街化区域	調整区域	大胡・宮城・粕川区域	20㎡以下	50,000	20,000	10,000	20㎡超～				40㎡以下	100,000	45,000	20,000	40㎡超	130,000	60,000	25,000	<p>本村では、後退道路の私有地部分を明確にするため、後退線確認杭埋設届に確認写真を添付し、提出するよう依頼している。</p> <p>(寄付の奨励金) なし</p> <p>建築基準法の規定で、4メートル未満の道で特定行政庁が指定した道は、道路の中心から水平距離2メートルが境界と見なされる(後退道路)。</p> <p>建築物の新築、改築、増築をする場合は、建築物及び附属する門、塀、よう壁などは、この後退道路内に突き出して建築、築造できない。</p>	○前橋市の制度により調整する ・合併後は、前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
後退面積	市街化区域	調整区域	大胡・宮城・粕川区域																							
20㎡以下	50,000	20,000	10,000																							
20㎡超～																										
40㎡以下	100,000	45,000	20,000																							
40㎡超	130,000	60,000	25,000																							
58	バリアフリー法の 確認、指導、助言		<p>確認申請時に「高齢者、身体障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、利用円滑化基準に適合するよう確認、指導、助言を行う。</p>	なし (前橋土木事務所で行っている)	○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は新市の事務となる。																					
59	住宅金融支援機構の 審査		<p>住宅金融支援機構融資住宅について、建築物の設計審査及び現場審査を市が委託されている。</p>	なし (前橋土木事務所で行っている)	○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は新市の事務となる。																					

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
60	中高層建築物に関する指導要綱に基づく事務		<p>本市における中高層建築物、大型工作物の建築及び建物の用途による地域住民の快適な生活利益への侵害を排除し、良好な都市環境を保持する。（県と市の要綱では、対象建築物が異なる。）</p> <p>【適用範囲】（適用範囲が県と異なる。）</p> <p>①第一種低層住居専用地域内における、地階を除く階数が3以上の建築物若しくは軒の高さが7メートルを超える建築物又は高さが7メートルを超える工作物</p> <p>②その他の地域内における、地階を除く階数が3以上の建築物又は高さが10メートルを超える建築物若しくは工作物</p> <p>③パチンコ店、旅館若しくはホテル、カラオケボックス、店舗(延べ面積1,000㎡超え)</p> <p>【事前公開】</p> <p>事業者は、中高層建築物を建築しようとするときは、建築確認等の申請日の21日以上前から工事完了までのあいだ標識を設置しなければならない。</p>	<p>なし (前橋土木事務所です務を行っている)</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・地域住民の快適な生活利益への侵害を排除し、良好な都市環境を保持するため、前橋市の制度を適用する。</p>	
61	建築基準法等の改正による建築形態規制の指定		<p>建築基準法の改正により、用途地域未指定地域において、容積率、建ぺい率等の選択ができるようになったため、平成16年4月1日から容積率・建ぺい率及び斜線制限の数値を指定し適用した。日影規制についても、前橋市中高層建築物日影規制条例を制定し平成16年4月1日から適用した。</p> <p>容積率：200% 建ぺい率：70% 日影制限：あり 前面道路による容積率制限：0.4</p>	<p>なし (県で実施)</p> <p>容積率：200% 建ぺい率：70% 日影制限：なし 前面道路による容積率制限：0.6</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・建築形態規制の異なる日影制限等について、前橋市の基準等を適用する。 前面道路による容積率制限を都市計画審議会の議を経て0.6を0.4に変更する。</p>	
62	浄化槽設置届		<p>浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽設置届書の受理</p>	<p>なし (下水道課を経由し、前橋環境森林事務所にて受理)</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・制度上に差異はないが、合併後は新市の事務となる。</p>	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
63	法第42条第2項道路の指定		建築基準法で道路とは、原則として幅員4メートル以上のものをいうとされている。 しかし、現実の市街地には、法第3章の規定が適用された時点に、幅員が4メートル未満で、建築物が建ち並んでいる道が存在しているため、特定行政庁が指定した道については、中心から2メートル後退した線を道路境界線と見なして、救済している。これを2項道路という。 (2項道路の取扱いが一部異なる。)	なし (土木事務所が指定)  道路の片側に水路がある場合の後退方法は、前橋市では一方後退となるが、県の取扱いは水路を含めず中心から2m後退としている	○前橋市の制度により調整する ・水路がある場合の後退方法は、道路と水路の境界から道路側へ4メートルの一方後退とする前橋市の方法を原則とする。 なお、道路後退の方法を決定する際は、現地調査及び道路沿線の確認処分の調査等により最も適した方法を検討し、建築基準法道路台帳で管理する。	
64	屋根及び外壁の防火措置区域の指定		建築基準法第22条第1項の規定により、防火地域及び準防火地域以外の市街地について、屋根及び外壁の防火措置区域の指定を行っている。(用途地域内)	なし (県が指定(用途地域内))	○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は新市の事務となる。	
65	垂直積雪量の指定		政令第86条第3項の規定により、垂直積雪量を指定している。	なし (県が指定)	○前橋市の制度により調整する ・合併後は新市の事務となる。	
66	建設リサイクル法に基づく届出の受理		平成14年5月30日から建設リサイクル法が施行され、法に規定する知事の権限に属する事務のうち、特定行政庁である市の区域で行われる工事の届出に関する事務を行う。	なし (前橋土木事務所に届け出)	○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は富士見村についても市に届け出ることとなる。	
67	第一種低層住居専用地域内における外壁の後退距離1mの指定		建築基準法第54条で都市計画で定めることになっている。 前橋都市計画区域の地域では、1メートルを指定。 大胡都市計画区域の地域では、指定なし。	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
68	省エネルギー法に基づく指導及び届出の受理		平成15年4月1日から「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、省エネルギー措置に関する届出内容について審査し、一定規模以上の特定建築物においてエネルギーの効率的な利用などを推進するための指導を行う。	なし (前橋土木事務所です務を行っている)	○前橋市の制度により調整する ・制度上に差異はないが、合併後は新市の事務となる。	
69	指定道路図、指定道路調書の作成		建築基準法施行規則の改正に伴い、指定道路図・指定道路調書を作成し、平成22年4月1日から閲覧に供する。	なし (県建築住宅課です務を行っている)	○新市移行後、速やかに調整する ・合併後は、県の作成状況により、新市が継続して作成する。	
70	耐震改修促進計画の策定		「建築物の耐震改修の推進に関する法律」の規定に基づき、平成19年度中に「前橋市耐震改修促進計画」を策定し、建築物等の耐震改修を計画的に促進する。	なし	○前橋市の制度により調整する ・合併後は、前橋市の計画を富士見村に拡大する。	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
71	木造住宅耐震診断者派遣事業		平成18年6月1日から地震に耐える住まいづくりの推進を図るため、旧基準で建てられた在来工法による木造一戸建て住宅を対象に耐震診断者を派遣し、耐震診断を行う。	なし	○前橋市の制度により調整する ・合併後は、前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
72	木造住宅耐震改修補助事業		耐震改修実施の向上に結びつけるため、平成20年度から木造住宅耐震改修補助事業をスタートさせ、木造住宅耐震診断者派遣事業と連動して耐震化の推進を図る。	なし	○前橋市の制度により調整する ・合併後は、前橋市の制度を富士見村に拡大する。	
73	土地区画整理事業 (市町村施行)	特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過小宅地(200㎡未満)の減歩救済対策として、付保留地設定方式を採用</li> <li>・仮換地決定の前段における地権者との調整方式を採用</li> <li>・平均減歩率25%を基本方針</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過小宅地(330㎡未満)の減歩救済対策として、付保留地設定方式を採用</li> <li>・仮換地決定の前段における地権者との調整方式を採用</li> <li>・平均減歩率25%を基本方針</li> </ul>	○現行のまま新市に引き継ぐ ・小暮土地区画整理事業については、平成6年度から施行しているため。	
		施行中地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9地区 北部第三、六供、川原第三、駒形第一、松並木、二中地区(第三)、元総社蒼海、新前橋駅前第二、二中地区(第一)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1地区 小暮</li> </ul>	○現行のまま新市に引き継ぐ ・小暮土地区画整理事業については、平成6年度から施行しているため。	
		清算中地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4地区 日吉町、南口、南口第二、二子山</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		土地区画整理審議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8地区 110人</li> <li>・報酬 36,500円(1人当たり年額)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1地区 9人</li> <li>・報酬 7,800円(1人当たり日額)</li> </ul>	○現行のまま新市に引き継ぐ。 ・ただし、報酬については、前橋市の制度により調整する。	
		評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1地区 5人</li> <li>・報酬 8,700円(1人1回当たり金額)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1地区 3人</li> <li>・報酬 7,800円(1人当たり日額)</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	
		特別融資制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付期間 12年</li> <li>・利息 2.5%</li> <li>・限度額 7,000,000円</li> </ul>	なし	○前橋市の制度により調整する	
		保留地処分基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>※種類</li> <li>・随意契約保留地</li> <li>・二重随意契約保留地</li> <li>・単独保留地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※種類</li> <li>・随意契約保留地</li> <li>・単独保留地</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		移転補償の契約方法	通知、照会(移転補償金額の表示なし)をし、回答を得た後、移転補償契約書により契約を締結。工事完了後、補償金請求書により支払う。(前払いの制度有)	通知、照会(移転補償金額の表示あり)をし、回答及び承諾書(移転補償金額の表示あり)を得た後、これを移転契約として、工事完了後、補償金請求書により支払う。(前払いの制度有)	○前橋市の制度により調整する	
		実行委員会交付金	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小暮土地区画整理事業実行委員会補助金交付</li> <li>・補助内容 事業の円滑な推進を図り、健全な発展に寄与することを目的とする。</li> <li>・補助金 150,000円</li> <li>・根拠 富士見村補助金等に関する規則</li> <li>・交付実績 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度 500,000円</li> <li>平成16年度 300,000円</li> <li>平成17年度 200,000円</li> <li>平成18年度 150,000円</li> <li>平成19年度 150,000円</li> </ul> </li> </ul>	○廃止の方向で調整する ・平成19年度限りで廃止	
		審議会議事運営規程(会議規則)	前橋都市計画土地区画整理審議会議事運営規程	富士見都市計画事業小暮土地区画整理審議会会議規則	○前橋市の制度により調整する	
		審議会委員選挙事務取扱規則	前橋都市計画土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則	富士見都市計画土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則	○前橋市の制度により調整する	
		換地規則等について	各地区ごとに換地規則を定めている。	換地設計基準、土地評価基準として定めている。	○現行のまま新市に引き継ぐ ・小暮土地区画整理事業については、平成6年度から施行しているため。	
74	自転車利用環境整備モデル都市(自転車歩行者道整備)	<p>平成11年6月29日付、建設省道路局道路環境課長からの自転車利用環境モデル都市の公募の通知に基づき、群馬県サイクリングネットワーク計画を考慮しながら、群馬県と共に共同提案し、平成11年12月建設省から指定された。さらに、平成17年3月横浜市、所沢市と共に自転車利用促進地区としてスーパーモデル地区に指定される。</p> <p>提案要旨 市内の中心部及びその周辺部の国道、県道、市道の自転車利用のネットワーク化(市道総延長約12.4km)並びに自転車駐車場の整備等。</p> <p>補助率 55% 市道の進捗率 56%(平成18年4月1日現在)</p>	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ		

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
75	土地改良事業区域内道路建設費補助金		土地改良事業区域の周辺市民の生活環境の向上を目的に、土地改良区域内の道路建設費に対して、路線ごとに幅員4メートルを超える部分に補助。 補助単価430円/㎡	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大させる。 ただし、合併前の事業に遡及して補助金を交付しない。	
76	ラブリバー活動に係る物品購入費補助		ラブリバー活動を行う団体に対して、草刈り機等の物品購入費の一部として、平成9年度から13年度までの5年間の期限付きで毎年30万円を限度として補助してきた。 平成13年度にこの補助が終了したため、その後の対応を検討し、平成14年度からは補助要項を改正し、現在は毎年51万円を限度として補助を継続している。  ラブリバー活動 河川愛護団体による堤防の草刈り・清掃等の河川愛護活動計画、植栽・花壇等の水辺空間利用計画、及び市町村の活動支援計画を国土交通省河川局長に提案し、認定を受けた河川区間でボランティアとして行うこれらの活動。 (現在、特定非営利活動法人の桃ノ木川を愛する会が該当)	なし	○前橋市の制度により調整する ・新たにラブリバー区間が認定された場合、その都度対応する。	
77	国有財産の譲与・交換申請(道路法適用)		1 道路法第90条第2項(道路敷地の譲与) 2 道路法第92条第4項(不用物件の交換) 3 道路法第94条第2項(不用物件の譲与) (※国有財産特別措置法第5条第1項第5号) ・年間数件程度	1 道路法第90条第2項(道路敷地の譲与) 2 道路法第92条第4項(不用物件の交換) 3 道路法第94条第2項(不用物件の譲与) (※国有財産特別措置法第5条第1項第5号) ・年間数件程度	○現行のまま新市に引き継ぐ	
78	道路の河川利用に伴う管理協定(道路法適用)		1 道路法第20条第1項 2 道路法第55条第1項  (内容) 河川管理道(河川敷地)を道路として利用する場合であり、兼用工作物の管理についての協定。 (工作物の維持管理を中心とした取り決め)	1 道路法第20条第1項 2 道路法第55条第1項  (内容) 河川管理道(河川敷地)を道路として利用する場合であり、兼用工作物の管理についての協定。 (工作物の維持管理を中心とした取り決め)	○現行のまま新市に引き継ぐ	
79	公共施設の管理者の同意等(都市計画法)		○都市計画法第32条関係 都市計画法第29条の開発に伴い、設置される公共施設(道路・水路)について、適正な管理を図るため開発者と協議を行う。	○都市計画法第32条関係 都市計画法第29条の開発に伴い、道路・水路の管理者として協議を受けるもの。 (計画が適切なものとなるように対応をいただき同意を行う。)	○現行のまま新市に引き継ぐ	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
80	道路の認定・廃止（道路法適用）		<p>○道路の認定 市要綱（昭和47年4月施行）</p> <p>(1) 市道認定基準の基本的要件</p> <p>①路線が系統的で交通上重要な路線であること。</p> <p>②起点及び終点が国道、県道、市道のいずれかに連絡する道路であること。</p> <p>③公共施設の相互間を連絡する道路又は公共施設が国道、県道、市道いずれかに連絡する道路であること。</p> <p>④路線の幅員は6.0m以上であること。ただし小区間で交通量がきわめて少なく、かつ地形の状況、その他特別の理由によりやむを得ない場合は、その幅員を4.0m以上とすることができる。</p> <p>⑤国道、県道、市道に接続する道路であって、その沿線に戸数30戸以上の家屋が建築された道路であること。</p> <p>⑥土地区画整理法及び土地改良法に基づき築造された道路は工事が完了した道路で換地処分後幅員、延長、起点、終点の地番を符して、市道編入申請があつて受理した道路であること。又、区画整理事業によって既存道路の変更に伴う道路について 区画整理施行者から引き継ぎの申し出のあつた道路であること。</p> <p>⑦都市計画法第29条の規定による開発行為（宅地造成）にともなう線路の認定については、同法第32条の規定による公共施設の管理者の同意等を得た計画道路で、かつ同法第36条の第2項の道路舗装工事及び側溝（排水路）工事完了の検査終了後引き継ぎを受けた道路、なお、市街化区域内において行う開発行為（宅地造成）で、その面積が1,000㎡未満の開発については、この道路認定基準の1の①から⑤によるものであること</p> <p>(2) 陳情等によって市道に路線認定する場合はこの道路認定基準によるほか、道路敷又は道路に付属する施設もしくは工作物が寄付により市に所有権が移転できるものでなければならぬ。</p> <p>(3) その他市長が必要と認めた道路の場合は、これによらないことができる。</p> <p>○道路の認定廃止 道路法第10条</p>	<p>○道路の認定 要綱なし</p> <p>(1) 村道認定基準の基本的要件</p> <p>①路線が系統的で交通上重要な路線であること。</p> <p>②起点及び終点が国道、県道、村道のいずれかに連絡する道路であること。</p> <p>③土地区画整理法及び土地改良法に基づき築造された道路は工事が完了した道路で換地処分後の幅員延長、起点、終点の地番を符して、村道編入申請があり、管理者が受理した道路であること。また、区画整理事業によって既存道路の変更に伴う道路について区画整理施行者から引き継ぎの申し出のあつた道路であること。</p> <p>④都市計画法第29条の規定による開発行為（宅地造成）にともなう線路の認定については、同法第32条の規定による公共施設の管理者の同意等を得た計画道路で、かつ同法第36条の第2項の道路舗装工事及び側溝（排水路）工事完了の検査終了後引き継ぎを受けた道路であること。なお、開発行為による寄付受け入れ対象道路幅員は、4m以上（付帯構造物を除く）であること。</p> <p>○道路の認定廃止 道路法第10条</p>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・合併後は当面前橋市の要綱を新市の要綱とし、必要に応じて改正する。</p>	



都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
81	道路台帳の整備		○発注方法 ・測量・調査・図面等の補正業務について 全地区一括 …………… 指名競争入札 ・調書等電算業務については …………… 市情報政策課	○発注方法 ・測量・調査・図面等の補正業務について 全村 …………… 随意契約 ・調書等電算業務については …………… 建設課	○現行のまま新市に引き継ぐ ・発注方法については、前橋市の制度により調整する。 ・道路台帳については、当面は、両市村ごとの台帳で管理する。	
82	道路・水路等公共物敷地の貸借等(道路法・河川法適用)		○民有地を道路・水路等として公共の用に供している場合、無償で道路等として使用することの了承を得て使用貸借契約を交わしている。 ○民有地を道路・水路等として公共の用に供している場合、有償で道路等として使用することの了承を得て賃貸借契約を交わしている。	なし	○前橋市の制度により調整する。	
83	基準点の設置及び管理(その他)		○公共工事及び官民境界測量等で適正な測量成果を得るために基準点を設置している。  GPSにより2級(500m)を設置。  2級基準点 330点(本庁:308、東部22)	○公共工事及び官民境界測量等で適正な測量成果を得るために基準点を設置している。  1等三角点 1点      2等三角点 1点 3等三角点 9点      4等三角点 7点 2等多角点 7点      1級基準点 26点	○現行のまま新市に引き継ぐ ・手続きに係わる様式等については、当面前橋市の方式を新市の方式とする。 今後の新たな対応として、世界測地系へ移行となるため、歩調を合わせる必要がある。	
84	公共物との官民境界に関すること(道路法・河川法適用及び両法適用外)		○公共物との官民境界立会及び確定、証明等に関すること。 ・市巾杭(プラスチック製)・プレート・明示板・明示紙の支給。 ・立会い方法 道・水路等公共物の隣接者から申請を受け、予め公函等に基づき仮杭を設定していただき道・水路管理者として立ち会いを行うもの。合意のあったものは確定書の提出を得て、永久保存し、必要のある場合は証明書として交付する。 ・必要書類 ア 申請時 登記簿謄本写・売買契約書写・案内図・公函写・隣接所有者一覧表 イ 確定時 確定書(同意書と確定図 ※割印したもの)	○公共物との官民境界立会及び確定、証明等に関すること。 ・村巾杭(プラスチック製)・プレート・明示板・明示紙の支給。 ・立ち会い方法 道・水路等公共物の隣接者から申請を受け、予め公函等に基づき仮杭を設定していただき道・水路管理者として立ち会いを行うもの。合意のあったものは確定書の提出を得て、永久保存し、必要のある場合は証明書として交付する。 ・必要書類 ア 申請時 登記簿謄本写・売買契約書写・案内図・公函写・隣接所有者一覧表 イ 確定時 確定書(同意書と確定図 ※割印したもの)	○現行のまま新市に引き継ぐ ・手続きに係わる様式等については、前橋市の方式を新市の方式とする。	
85	調整池		○団地造成等による防災調整池 8箇所 ・機能管理及び財産管理を行っている。	○村内に団地造成による防災調整池 1箇所 ・財産管理は企画財政課で行う。 ・維持管理等の機能管理は建設課で行う。	○現行のまま新市に引き継ぐ	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
86	道路整備に関する用地取得費		<p>前橋市単独事業による用地取得費</p> <p>全面買収</p> <p>買収価格（別表1）（ただし、20年度以降は状況の類似する地区別に、固定資産税の標準地価格を基に実勢価格の40%で買収予定）</p> <p>単価改正＝固定資産税の負担調整率を反映させ、固定資産評価の基準年度に合わせ、3年ごとに実施（ただし、20年度以降は地価が変動することから毎年実施予定）</p> <p>（補助事業による場合は、不動産鑑定単価で買収）</p>	<p>富士見村単独道路改良事業等用地買収補償基準</p> <p>全面買収</p> <p>買収価格（別表1）</p> <p>単価改正＝3年ごと、地価公示価格を反映</p> <p>（補助事業による場合は、不動産鑑定単価で買収）</p>	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、平成20年度に再設定を行う（改訂時期が一致するため）</p>	
87	道路整備等に関する未買収土地の整理		<p>道路舗装部分又は側溝部分まで市が道路改良した範囲で未買収土地の買収整理</p> <p>買収単価は、前項各地区の区分と同じ単価で買収</p>	<p>村では道路改良した範囲で未買収土地の買収整理</p> <p>買収単価は、前項各地区の区分と同じ単価で買収</p> <p>道路整備に伴う寄付済み道路用地（未登記）の所有権移転等に係る登記事務を随時行っている。</p>	<p>○現行のまま新市に引き継ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発覚の都度対応していく。</li> <li>・買収単価は道路整備に関する用地取得費で対応する。</li> </ul>	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
88	私道整備事業補助金		<p>前橋市私道整備事業補助金交付要項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・趣旨 市は、私道を利用する住民の生活環境の改善及び利便性の向上を図るため、私道整備事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。</li> <li>・私道整備事業 次のいずれかに該当する私道の舗装その他の別表に掲げる施設の新設及び改良工事を実施するものをいう。 ア 私道で建築基準法第42条の規定に基づく建築基準法上の道路としての扱いを受けているもののうち、不特定多数人の使用に供されているもの。 イ 私道で公道から公道へ通り抜けができ、幅員が1.8m以上あり、かつ道路として10年以上利用されているもの。ただし、建築基準法上の敷地延長によるものを除く。 ウ ア及びイに掲げる私道以外で公共性・公益性が強く市長が特に認めたもの。</li> <li>・補助金の額 補助金の額は、私道整備事業を施行するために必要と市長が認定する額（以下「補助基本額」という。）に、次の区分に応じ、当該各号に定める補助率を乗じて得た額とする。この場合において、私道整備事業に係る実施額が補助基本額を下回る場合は、当該実施額をもって補助基本額とする。 (1) 私道が公道から公道に通り抜けできる道路の場合 80%以内 (2) 袋路状道路の場合 70%以内</li> </ul> <p>別表</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 舗装（アスファルト舗装をいう。）</li> <li>2 縁石及び境界ブロック</li> <li>3 L型街きよ</li> <li>4 三面側溝</li> <li>5 排水管きよ</li> <li>6 区画線</li> <li>7 道路保護のための小規模擁壁</li> <li>8 私道整備事業と同時に行う区域外排水施設</li> </ol>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市の制度を富士見村に拡大させる。</li> </ul>	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
89	道路用地寄附受入		<p>○道路用地寄附受入基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 個人又は法人等の所有する土地を道路敷地として寄附受入をする。</li> <li>・受入基準 道路敷地の寄附受入については、次に掲げる基準に該当していなければならない。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 起点、終点が公道に接していること。</li> <li>(2) 道路幅員は4メートル以上で、道路用地には、家の建ち並びがあり、寄附対象物件の一部又は全部が既に不特定人の通行の用に供されていること。</li> <li>(3) 道路の構造は、原則として道路構造令（昭和45年政令第320号）に適合していること。ただし、建築基準法第42条第2項の道路の後退部分にあつてはこの限りでない。</li> <li>(4) 側溝が設置してあり流末において、現在及び将来にわたり支障のないこと。</li> <li>(5) 寄附受入後、最低2年間は補修及び改修を要しない構造の道路であること。</li> <li>(6) 道路の境界が明確であること。</li> <li>(7) 道路のすみ切りは別表「道路のすみ切り基準」によること。</li> </ol> 前項の規定にかかわらず、公共の見地から市長が必要であると認めたもの。</li> <li>・具備要件 道路用地を寄附しようとする場合には、次に掲げる内容を具備していなければならない。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 道路用地の分筆登記が完了していること。</li> <li>(2) 所有権以外の権利が設定されていないこと。</li> </ol> </li> <li>・費用 申請に要する費用は、当該道路用地を寄附しようとする者の負担とする。</li> <li>・3地区においては、激変緩和措置として、未整備でも受け入れている。</li> </ul>	<p>○道路用地寄附受入基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 個人又は法人等が富士見村地域内に所有する土地を富士見村へ道路敷地として寄附したいとの申し出に対し、これを受諾する場合の基準を定めることを目的とする。</li> <li>・適用範囲 この基準は、個人・法人等から道路敷地等寄附申込書の提出のあった場合に適用する。但し、富士見村、その他の地方公共団体等が施工する道路整備事業による場合を除くものとする。</li> <li>・寄附の受諾基準 道路敷地等寄附申込書の提出があったときは、次に掲げる事項を基準とし受諾するものとする。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国・県道に接し、原則として4メートル以上の路面幅員を有していること。</li> <li>(2) 当該土地の分筆登記が完了し、所有権移転登記が可能なものであること。</li> <li>(3) その他、村長が特に必要と認めたもの。</li> </ol> 次に該当する場合は、受諾しないものとする。  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 村長の定める舗装基準を下回る舗装道路で寄附受け入れ不相当と認めたもの。</li> <li>(2) その他、村長が特に受諾することが不相当と認めたもの。</li> </ol> </li> <li>・費用 申請に要する費用は、当該道路用地を寄附しようとするものの負担とする。</li> </ul>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当面は前橋市の受入基準を新市の制度とし、必要に応じて見直しをする。</li> </ul>	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
90	街路事業		<p>都市計画法第11条第1項に規定する都市計画道路のうち、国土交通省都市・地域整備局が所管する道路を街路事業として整備を推進している。</p> <p>(目的) 都市の骨格である幹線道路の整備により、安全で円滑な都市交通の確保と健全な市街地の形成及び活力と魅力ある街づくりに努める。</p> <p>(整備) 幹線道路の連結による望ましい道路ネットワークの形成を念頭に、区画整理事業・大規模開発等の進捗状況やボトルネックの解消などを視野において、緊急性や効果等の高い路線から総合計画(実施計画)に位置づけて順次整備を行っている。</p> <p>(整備状況) ・都市計画道路数：129路線 ・延長：292,190m ・改良済延長：157,710m(改良済率54.0%) ※H19.3.31現在 (施行中路線) ・市事業：2路線 ・県受託路線：3路線 ・合計：5路線 ・施行延長：2,879m ※H19.4.1現在 (用地買収及び移転補償) 用地買収は、不動産鑑定価格を基本に単価を算定して実施している。建物等移転補償は、公共用地の取得に伴う損失補償要綱及び補償基準により算定している。</p>	<p>都市計画法第11条第1項に規定する都市計画道路のうち、国土交通省都市・地域整備局が所管する道路を街路事業として整備を推進している。</p> <p>(目的) 都市の骨格である幹線道路の整備により、安全で円滑な都市交通の確保と健全な市街地の形成及び活力と魅力ある街づくりに努める。</p> <p>(整備) 幹線道路の連結による望ましい道路ネットワークの形成を念頭に、区画整理事業・大規模開発等の進捗状況やボトルネックの解消などを視野において、緊急性や効果等の高い路線から総合計画(実施計画)に位置づけて順次整備を行っている。</p> <p>(整備状況) ・都市計画道路数：7路線 ・延長：13,580m ・改良済延長：0m ※H19.3.31現在 (施行中路線) なし</p>	○現行のまま新市に引き継ぐ	
91	道路法に関する諸届出24条関係承認届		○道路法による承認、前橋市道路管理規則あり 申請手数料は無料 工事費は原因者負担	○道路法による承認、富士見村道路占用規則あり 申請手数料は無料 工事費は原因者負担	○現行のまま新市に引き継ぐ ・書式等運用面では、前橋市の規則を新市の規則とする。	
92	32,35条関係占用、改良届		○道路法による許可・協議、前橋市道路管理規則あり 申請手数料は無料 ・占用料 32条：前橋市道路占用料徴収条例別表道路占用料金表のとおり 35条：占用料なし ・道路占用料金表(別表2)	○道路法による許可・協議、占用規則あり 申請手数料は無料 ・占用料 32条：富士見村道路占用料徴収条例別表道路占用料金表のとおり 35条：占用料なし ・道路占用料金表(別表2)	○前橋市の制度により調整する。ただし、経過措置により段階的に調整するものとする。	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
93	準用河川に関する諸届出 24, 26, 100条 占用届		○河川法による許可、前橋市準用河川管理規則あり 申請手数料は無料 ・ 占用料：前橋市準用河川流水占用料等徴収条例別表のとおり（別表3）	なし	○前橋市の制度により調整する	
94	公共物使用、改良に関する諸届出 使用、改良届		○前橋市公共物使用等に関する条例・施行規則による許可 申請手数料は無料 ・ 使用料：公共物使用料金表のとおり（別表4）	○富士見村公共物使用等に関する条例・施行規則による許可 申請手数料は無料 ・ 使用料：公共物使用料金表のとおり（別表4）	○前橋市の制度により調整する。ただし、経過措置により段階的に調整するものとする。	
95	占用料減免基準		○前橋市道路占用料徴収条例、要綱	○富士見村道路占用料徴収条例	○前橋市の制度により調整する	
96	特殊車両通行許可協議回答書 47条の2第2項		○道路法により処理	○道路法により処理	○現行のまま新市に引き継ぐ	
97	国、県等の更新事務・道路幅員証明・道路不法占用パトロール・占用者工事連絡協議会		更新事務：更新案内通知に基づき更新申請 幅員証明：更新の都度証明書交付 パトロール：秋に実施  協議会：年1回定例会、その他必要に応じ臨時開催	更新事務：更新案内通知に基づき更新申請 幅員証明：更新の都度証明書交付 パトロール：実施してない  協議会：なし	○前橋市の制度により調整する	
98	道路整備	道路の新設と改良	○道路の新設と改良 安全で快適な生活環境の整備と活力のある地域づくり及び都市災害の防止を図るため、幹線道路へのアクセス道の整備、通行に支障のある狭隘道路の解消、道路の舗装及び歩道部分の新設、改良を実施している。また、自転車利用環境整備モデル都市に指定され、平成12年度より整備を行っている。（平成17年3月スーパーモデル地区に指定） （平成18年度工事関係） ・ 道路の新設と拡幅・舗装改良 ・ 自転車歩行者道の整備など 総合計 55件 810,300千円 （工事請負費）	○道路の新設と改良 安全で快適な生活環境の整備と活力のある地域づくり及び都市災害の防止を図るため、幹線道路へのアクセス道の整備、通行に支障のある狭隘道路の解消、道路の舗装及び歩道部分の新設、改良を実施している。  （平成18年度工事関係） ・ 道路の新設と拡幅 ・ 道路の舗装整備 ・ 道路の側溝整備 ・ 自転車歩行者道の整備など 総合計 10件 94,367千円	○現行のまま新市に引き継ぐ	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		橋りょうの新設と改良	<p>○橋りょうの新設と改良 狭隘又は老朽化した橋りょうの架け替え、道路整備や河川改修に伴う橋りょう新設、架け替えを地域の景観に配慮しながら行っている。</p> <p>(平成18年度工事関係) (工事請負費)</p> <p>・新設 2件 48,510千円 ・架け替え 0件 0千円</p>	<p>○橋りょうの新設と改良 狭隘又は老朽化した橋りょうの架け替え、道路整備や河川改修に伴う橋りょう新設、架け替えを地域の景観に配慮しながら行っている。</p> <p>(平成18年度工事関係) (工事請負費)</p> <p>・新設 0件 0千円 ・架け替え、補修 0件 0千円</p>	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		準用河川の整備	<p>○準用河川の整備 清流の確保、農業用水の保全、水災害の防止を目指すとともに、自然環境と調和し、市民が水に親しめるように配慮した河川整備を行っている。</p> <p>(平成18年度実績) (工事請負費)</p> <p>・河川改修 5河川 28,364千円 ・河川浚渫 6河川 7,234千円</p>	<p>○準用河川の整備 清流の確保、農業用水の保全、水災害の防止を目指すとともに、自然環境と調和した河川整備を行っている。</p> <p>(平成18年度実績) (工事請負費)</p> <p>・河川改修 0河川 0千円 ・河川浚渫 なし</p>	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		電線地中化事業	<p>○電線地中化事業 安全で快適な歩行空間の確保、都市災害の防止、都市景観の向上を図るため、主要道路を中心に電線等の地中化を行う。</p> <p>・市道施工延長：5,424m</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
99	道路維持管理 道路補修及び水路改良		<p>○道路補修及び水路改良 安全な通行の確保と生活環境の向上を図るため、緊急修理を必要とする道水路の修繕を始め、側溝の改良・溝蓋の設置・路肩整備などの工事を行い、道水路の適切な維持管理を実施している。</p> <p>(平成18年度道水路工事関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・溝蓋設置工事</li> <li>・道路舗装改良工事</li> <li>・側溝及び水路改良工事(溢水対策工事を含む)</li> <li>・横断溝設置工事</li> <li>・水路等浚渫工事</li> <li>・路肩整備工事</li> <li>・雨水桝等清掃工事など</li> </ul> <p>総合計 158件 1,001,114千円</p> <p>(平成18年度道水路修繕関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装補修</li> <li>・溝蓋補修</li> <li>・水路清掃</li> <li>・道路照明灯補修</li> <li>・側溝補修</li> <li>・区画線補修</li> <li>・集水桝補修</li> <li>・カーブミラー補修</li> <li>・フェンス補修</li> <li>・路肩補修など</li> </ul> <p>総合計 1,097件 394,346千円</p>	<p>○道路補修及び水路改良 安全な通行の確保と生活環境の向上を図るため、緊急修理を必要とする道水路の修繕を始め、側溝の改良・溝蓋の設置・路肩整備などの工事を行い、道水路の適切な維持管理を実施している。</p> <p>(平成18年度道水路工事関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・溝蓋設置工事</li> <li>・側溝及び水路改良工事</li> <li>・水路等浚渫工事</li> <li>・道路舗装改良工事</li> <li>・横断溝設置工事</li> <li>・路肩整備工事</li> </ul> <p>総合計 5件 15,794千円</p> <p>(平成18年度道水路修繕関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装補修</li> <li>・水路補修</li> <li>・防護柵等新設・補修</li> <li>・砂利道補修</li> <li>・区画線補修</li> <li>・カーブミラー新設・補修</li> <li>・側溝補修</li> <li>・路肩補修など</li> </ul> <p>総合計 126件 34,997千円</p>	○現行のまま新市に引き継ぐ	
100	道路維持管理 道路パトロール		<p>○道路パトロール 道路法第42条の規定に基づき、市道における安全な通行の確保と適正な維持管理を行うため、市道をローテーションによりパトロール専用車で巡回監察し、市道の危険箇所等の発見と必要な応急措置等を講じている。 パトロール結果の処理は道路等の破損状況に応じて、業者依頼により対応している。 東部建設事務所管内においては、道路維持作業車によりパトロールを実施し必要な応急措置を講じ、破損状況に応じて業者依頼により対応している。</p> <p>(平成18年度の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所の発見 9,631件</li> <li>・不法占用 123件</li> <li>・道水路等の附属物点検 513件</li> <li>・その他指導等 843件</li> </ul>	<p>○道路パトロール 道路法第42条の規定に基づき、村道・農道・林道における安全な通行の確保と適正な維持管理を行うためパトロールを行っている。 また、郵便局、農協、銀行等について道路の通報体制の協力を依頼している。 パトロール結果の処理は道路等の破損状況に応じて、直営、業者依頼により対応している。</p> <p>(平成17年度の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・危険箇所の発見 239件</li> </ul> <p>(平成18年度の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不明</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する	



都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
101	道路維持管理 道路補修センター		○道路補修センター 道路補修センターは、市道の維持管理を行う直営組織であり、道路の穴ポコや段差などの緊急修繕を行う道路補修業務及び道路環境の整備を行う道路清掃業務を担当している。 また、道路整備に必要な各種重機を備え、必要な場面に可能な範囲の緊急対応を行っている。	なし (毎週1回シルバー人材センター委託による道路等の維持管理・補修を実施している。なお、緊急を要する場合には、直営により補修を行っている。)	○前橋市の制度により調整する	
102	自転車歩行者道 整備事業		○歩道改善事業(平成15年度から事業名称を変更) 高齢者・障害者・子どもなどの交通弱者に対して安全で使いやすい道路の整備を行っている。(道路・歩道のバリアフリー化の推進を図る。)また、自転車利用環境整備モデル都市に指定され、平成12年度より整備を行っている。(平成17年3月スーパーモデル地区に指定) バリアフリー特定経路(前橋駅周辺) 6路線 あんしん歩行エリア(南町地区) 4路線 サイクリングロードネットワーク路線45路線 ・歩道の段差解消 ・歩道の勾配の見直し ・歩道新設 ・側溝の蓋かけ ・舗装改良 ・点字ブロックの設置  市民要望等を優先的に考慮しながら、併せて主要な駅周辺や福祉施設・公共施設などの周辺、住宅団地内などの計画的な整備を行う。	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大させる。	
103	道路維持管理 橋りょうの補修改良		○橋りょうの補修改良 老朽化した橋りょうの補修改良工事を耐震性に配慮しながら実施し、安全な通行の確保を図っている。 市内には1, 151橋あるが、現在の計画では老朽度・交通量等を考慮して、1年に2橋ずつを補修改良予定である。	○橋りょうの補修改良 鋼製橋梁及び欄干の塗装補修を実施し橋梁維持に努めている。 村内には160橋あるが、現在は老朽度・交通量等を考慮して、随時補修している。	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度(計画的な実施)を富士見村に拡大させる。	
104	道路維持管理 道路沿いの除草		○道路沿いの除草 市道沿いの除草は、基本的に地元自治会等の自主作業でお願いしているが、現場状況等で対応できない場合や通学路等で危険な場合などに、市で単価契約をした委託業者により対応している。 (平成18年度) ・委託業者数 36社 ・委託面積 72, 719㎡ ・委託金額 9, 425千円	○道路沿いの除草 村道沿いの除草は、基本的に地元自治会等の自主作業でお願いしているが、現場状況等で対応できない場合や学路等で危険な場合などには、シルバー人材センター委託により対応している。 (平成18年度) ・委託業者数 1社 ・委託箇所 村内全域 ・委託金額 1, 514千円	○前橋市の制度により調整する。	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
105	道路維持管理 道路の除雪・凍結防止		<p>○道路の除雪・凍結防止 降雪時に市道を通行する車両・歩行者等の安全を守るため、降雪量や凍結状況に基づき必要に応じて、市で単価契約をした委託業者により市道の危険箇所等の除雪・凍結防止を実施している。</p> <p>(平成18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者数 45社 (方面を考慮)</li> <li>・委託作業件数 10件</li> <li>・委託金額 510千円</li> </ul>	<p>○道路の除雪・凍結防止 降雪時に村道を通行する車両・歩行者等の安全を守るため、降雪量や凍結状況に応じて、村で単価決定をし、委託業者により村道の危険箇所等の除雪・凍結防止を実施している。</p> <p>(平成18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者数 12社</li> <li>・委託作業件数 1件</li> <li>・委託金額 43千円</li> </ul>	○前橋市の制度により調整する。	
106	道路維持管理 側溝・水路の浚渫土処理		<p>○側溝・水路の浚渫土処理 地元自治会等が行った道路側溝等の浚渫作業により、市道に出された浚渫土の処理を、市で単価契約をした委託業者により実施している。</p> <p>(平成18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者数 50社 (方面を考慮)</li> <li>・委託処理件数 131件</li> <li>・委託金額 16,832千円</li> </ul>	<p>○側溝・水路の浚渫土処理 地元自治会等が行った道路側溝等の浚渫作業により、村道に出された浚渫土の処理を、委託業者により実施している。</p> <p>(平成18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託処理件数 3件</li> <li>・委託金額 224千円</li> </ul>	○現行のまま新市に引き継ぐ	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
107	雨水対策協議会	設置及び運営に関する要綱 1	<p>前橋市雨水対策協議会の設置及び運営に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、前橋市雨水対策協議会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 本市の効率的、効果的な雨水対策を講じるため、必要な事項を総合的に協議するため、前橋市雨水対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。 (所掌事務) 第3条 協議会は次に掲げる事項について、協議、検討を行う。 (1) 雨水対策計画の策定に関する事項 (2) その他雨水対策に必要な事項 (組織) 第4条 協議会は、次に掲げる委員(会長、副会長、幹事)をもって組織する。 2 会長は、副市長をもって充てる。 3 副会長は、別表に掲げる部長職にあるものをもって充てる。 4 幹事は、別表に掲げる課(所)長職にあるものをもって充てる。 (会長及び副会長) 第5条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 3 職務を代理する副会長は、第10条に規定する事務局を所管する副会長(建設部長)と定める。</p>	なし	○前橋市の制度により調整する。 ・前橋市だけの制度であり、合併時から前橋市の制度を適用する。	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		設置及び運営に関する要綱 2	<p>前橋市雨水対策協議会の設置及び運営に関する要綱                      (会議)                      第6条 協議会は、会長が召集し、会議の議長となる。                      (意見の聴取)                      第7条 協議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。                      (幹事会)                      第8条 第3条に規定する所掌事務に係る事務作業を行うため、協議会に幹事会を置く。                      2 幹事会は、第4条の4に掲げる者で組織する。                      3 幹事会は、建設部長が主宰し必要に応じて召集する。                      4 幹事会は、当該事業に関する調査及び検討を行うものとする。                      (ワーキング・グループ)                      第9条 協議会は第3条の所掌事務を専門的に行うため、必要な事項ごとにワーキング・グループ(以下「グループ」という。)を設置することができる。                      2 グループは各幹事が所属する課(所)員により組織する。                      (事務局)                      第10条 協議会の事務局は、建設部道路管理課(管理係)に置く。                      (その他)                      第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。</p>	なし		

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
108	市町村営住宅		<p>○入居申込者の資格</p> <p>①前橋市内に住所又は勤務場所があること。</p> <p>②現在住宅に困窮していること。</p> <p>③同居を予定している親族がいること（婚約中を含む）。</p> <p>④住民税の未納のないこと。</p> <p>⑤前年中の所得（同居予定の親族の所得を含む）の月額が、下記の基準に当てはまること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の世帯 20万円以下</li> <li>・裁量階層の世帯 26万8,000円以下</li> </ul> <p>○入居申込み及び入居案内 毎日入居申込みを受け付け、月1回入居の案内を行っている。</p> <p>○入居者の選考委員会 入居者選考委員会は、平成12年12月から条例改正に伴い、廃止された。</p> <p>○連帯保証人の要件</p> <p>①群馬県内に在住していること。（特別の事情がある者は、連帯保証人を免除）</p> <p>②市県民税を完納していること。</p> <p>○住宅管理システム 建物管理、入居申込み、入居決定、使用料納入管理、入居者管理、家賃管理等を住宅課内のシステムで実施している。</p>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市の制度を富士見村に拡大させる。</li> </ul>	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			<p>○住宅使用料</p> <p>①納期 毎月末</p> <p>②納入通知書 市営住宅管理人を経由し、前期（4月～9月）、後期（10月～翌年3月）の2回送付している。</p> <p>③口座振替 各金融機関、農協、郵便局。</p> <p>④減免 基準月収額が6万1,500円以下の世帯について4段階の減額割合を設定し、実施している。</p> <p>○徴収嘱託員</p> <p>①報酬 月額 5万3,600円</p> <p>②割増給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・件数割 1件につき330円</li> <li>・徴収金額割 4%</li> <li>・口座振替加入 1件につき1,000円</li> </ul> <p>③交通費相当額 日額300円</p> <p>④その他 期末手当相当額</p> <p>○市営住宅管理人</p> <p>①市営住宅管理条例に規定</p> <p>②住宅課から入居者への連絡、指導等の補助的任務を行うため、入居者の中から市長が委嘱する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期 2年</li> <li>・人数 107人（平成19年4月1日）</li> </ul>			

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			<p>③職務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅使用料納入通知書等の配布等</li> <li>・申請、届出書類等の保管及びその届出指導</li> <li>・禁止事項についての指導</li> <li>・入居者の保管義務についての指導</li> <li>・入居者の負担する維持修繕及び清掃等についての指導</li> <li>・その他市長が特に依頼した事項</li> </ul> <p>④手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高層・中耐 1戸当たり90円×12か月</li> <li>簡平・簡二 1戸当たり70円×12か月</li> </ul> <p>⑤管理人会議</p> <p>年度当初に新任管理人を対象に開催し、年度末に全管理人を対象に開催している。</p> <p>○団地駐車場</p> <p>①駐車台数 4,279台(管理戸数5,454戸に対し、78.45%の充足である)</p> <p>②使用料</p> <p>日本銀行前橋支店を中心に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3km以内の団地 3,150円</li> <li>・3km以遠の団地 2,310円</li> </ul> <p>③団地のある自治会等と団地入居者の代表で構成する団地駐車場管理運営委員会に管理運営を委託している。</p> <p>(使用料の収納を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託料 1台当たり300円×駐車台数</li> </ul> <p>○家賃算定に係る係数</p> <p>①市町村立地係数 0.95</p> <p>②利便性係数 0.7~1.0</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡平、簡二、特別低家賃住宅、特定目的住宅</li> <li>0.7(浴槽の有無にかかわらず)</li> <li>・上記の住宅以外で浴槽がある場合 +0.05</li> <li>(平成5年度建設以降の住宅)</li> <li>・上記の住宅以外で浴槽がある場合 +0.06</li> </ul>			

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
109	緑化行政推進 (緑化条例)		<p>1 名称 前橋市水と緑のまちをつくる条例 (昭和49年3月30日交付、昭和49年4月1日施行)</p> <p>2 条例の制定内容</p> <p>(1) 緑化基本計画の策定</p> <p>(2) 緑化街区の指定 市街地の修景緑化上枢要な街区について必要と認めたとときに指定。</p> <p>(3) 緑化の協定 市長は、必要があると認められる者と緑化の推進について協議し、その事業区域内の土地について樹木の植栽等に関する事項についての協定を行う。</p> <p>(4) 水と緑の月間事業</p> <p>(5) 樹木等の保全</p> <p>(6) 水と緑のまちをつくる審議会等</p>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・前橋市の制度を富士見村に拡大させる。</p>	
110	緑の基本計画		<p>前橋市緑の基本計画 (現在、新たな計画を策定中)</p> <p>平成10年8月、前橋市水と緑のまちをつくる条例に基づき、「前橋市緑の基本計画」を策定し、緑化計画の推進目標と緑化推進の施策・方針を定めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画目標 平成27年までに、公園緑地などの緑を2倍に増やす。</li> <li>・計画テーマ 「市民がつくる・水と緑と詩のまち」</li> <li>・施策の体系 計画を実現するための施策として、「緑地の保全」「緑化の推進」「市民参加」の3つの施策を総合的に実施するもの。</li> </ul> <p>(1) 緑地の保全→社寺林の保全、保存樹の保全、民有地緑化の推進</p> <p>(2) 緑化の推進→都市公園等の整備、河川・道路緑化の推進、公共施設緑化の推進、花のあるまちづくり、民有地の緑化推進</p> <p>(3) 市民参加 →緑化・飾花啓発、情報発信、情報交換、市民活動の促進</p>	なし	<p>○新市移行後、速やかに調整する</p> <p>・前橋市の制度を富士見村を含めて見直す。</p>	



都市計画建設部 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
111	水と緑のまちをつくる審議会		<p>1 名称 前橋市水と緑のまちをつくる審議会</p> <p>2 構成、任期等 ①構成 20人以内 ②任期 2年 ③報酬 会長9,600円(日額) 委員8,700円(日額)</p> <p>3 審議事項 ・都市緑化に関する基本構想 ・都市緑化の推進に関する基本構想 ・緑化街区の指定 ・その他緑化計画、緑化推進必要事項</p>	なし		○前橋市の制度により調整する。ただし、委員構成については、別途検討する。
112	保存樹木等の指定		<p>○指定(前橋市水と緑のまちをつくる条例)(同規則)</p> <p>○指定要件 ・独立樹木:1.2mの高さにおける幹周が1.2m以上で、かつ高さ10m以上 ・株立樹木:1.2mの高さにおける幹周の和の50%が1.2m以上で、かつ高さが10m以上 ・はん登性樹木:枝葉面積が25㎡以上 ・樹林地:面積が300㎡以上 ・生け垣:長さ20m以上 以上の基準を満たし、健全で樹姿がすぐれているもので市長が認めたものに対して指定奨励金を交付する。</p> <p>○奨励金 ・樹木:年間3,000円/本 ・樹林地:年間1,000円/100㎡ ・生け垣:年間70円/㎡</p> <p>○指定状況(H19.4.1現在) 独立樹木 89本 はん登性樹木 3本 樹林 10カ所 17,089㎡ 生け垣 23カ所 3,450㎡</p>	なし		○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大させる。

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考														
113	まちを緑にする会について		<p>潤いと安らぎのあるまちづくりを進めるための市民運動組織として、昭和46年5月に発足したもので、構成員は市長を会長とし、行政自治委員会、地区婦人会、更生保護女性会を母体としている。</p> <p>主な活動としては、春秋の緑化月間における緑の啓発活動を中心に捉え、市と一体となった諸事業を全市民の協力を得て推進している。</p> <p>①主な事業 緑の募金活動、草花の種子配布、苗木の無償配布会の他、市民を対象とした緑化講習会やグリーンバス（緑化啓発バス）を実施している。</p> <p>②当会の会員 前橋市の全市民</p> <p>③役員構成 会長1人（市長）、副会長7人以内、委員60人以内、監査委員3人（行政自治委員会、地区婦人会、更生保護女性会から選出）</p> <p>④事務局 市役所公園緑地課に置いている。</p> <p>⑤事業費の状況（平成18年度決算）</p> <table border="0" data-bbox="548 790 985 965"> <tr> <td>歳入決算額</td> <td>3,669,041円</td> </tr> <tr> <td>・前橋市補助金</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>・会費収入</td> <td>1,800,465円</td> </tr> <tr> <td>1世帯につき15円×120,031世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・その他の収入</td> <td>868,576円</td> </tr> <tr> <td>歳出決算額</td> <td>3,466,374円</td> </tr> <tr> <td>歳入歳出差引額</td> <td>202,667円</td> </tr> </table>	歳入決算額	3,669,041円	・前橋市補助金	1,000,000円	・会費収入	1,800,465円	1世帯につき15円×120,031世帯		・その他の収入	868,576円	歳出決算額	3,466,374円	歳入歳出差引額	202,667円	なし	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・前橋市の制度を富士見村に拡大させる。</p>	
歳入決算額	3,669,041円																			
・前橋市補助金	1,000,000円																			
・会費収入	1,800,465円																			
1世帯につき15円×120,031世帯																				
・その他の収入	868,576円																			
歳出決算額	3,466,374円																			
歳入歳出差引額	202,667円																			

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
114	公園緑地愛護会	公園緑地愛護会	<p>前橋市では、各町内の身近な街区公園等の管理には地域住民の自発的参加をお願いするため、公園緑地愛護会の設立をしていただいている。</p> <p>自分達で利用する公園は、自分達で管理し、きれいに使う、このような考え方で住民の和を図り、親しみのある憩いの場とすることを目的に活動していただいております。清掃や除草作業、簡単な生け垣の刈り込み作業等を自主的に行うほか、施設の破損等や、アメヒト等病害虫を発見した場合の市への連絡などについても ご協力いただいております。</p> <p>各地域の自治会や老人会、子供会、各種スポーツ愛護会などによって構成され、平成19年4月1日現在で288箇所の愛護会が活動している。</p> <p>最近では、公園数の増加とともに公園内施設の老朽化も進み、行政として本来行うべき公園の維持管理には相当の経費を必要とするが、地元の公園緑地愛護会のボランティア的な活動による協力によって、かなりの部分の経費の節減が図られ、市行政に対する貢献度は著しいものがある。</p> <p>《市と公園緑地愛護会との役割分担》</p> <p>1) 市で対応する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用地管理</li> <li>・施設の点検、補修等</li> <li>・樹木の剪定、整枝等</li> </ul> <p>2) 愛護会で対応する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃、除草、簡単な生け垣の刈り込み等</li> <li>・施設の破損等がある場合の市（公園管理事務所）への連絡</li> <li>・アメヒト等病害虫を発見した場合の市（公園管理事務所）への連絡</li> </ul>	<p>○富士見村公園緑地愛護会設立に関する要綱（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、公園緑地愛護会(以下「愛護会」という。)の活動に必要な基本的事項について定め、愛護会の充実発展と、公園等の適正な維持管理を図り、もって公園緑地行政の円滑化を期すことを目的とする。</p> <p>(活動)</p> <p>第2条 村内の公園等が整備された区域の住民による、ボランティア活動の一環として行うことを目的に、地元住民の発意によって組織され、設立を村長が承認した団体をいい、次の活動を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公園緑地内の除草</li> <li>(2) 清掃(落ち葉、空き缶、ごみ類等)</li> <li>(3) 低木類の剪定</li> <li>(4) 公園緑地内施設の破損等の通報等</li> <li>(5) その他必要な活動</li> </ol>	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市の制度を富士見村に拡大させる。</li> </ul>	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																																																															
		公園緑地愛護会 に対する支援策	<p>ボランティア的な公園緑地愛護活動に対する謝礼の意味と地域コミュニティの活性化・郷土愛の醸成を図ることなどを目的に、毎年、報奨金を交付している。</p> <p>報奨金の交付基準は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園の面積</th> <th>1団体当たり報奨金</th> <th>愛護会数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>301㎡～ 500㎡</td> <td>16,000円</td> <td>1 6</td> </tr> <tr> <td>501㎡～ 799㎡</td> <td>20,000円</td> <td>1 6</td> </tr> <tr> <td>800㎡～3,000㎡</td> <td>45,000円</td> <td>1 7 9</td> </tr> <tr> <td>3,001㎡～6,000㎡</td> <td>50,000円</td> <td>4 2</td> </tr> <tr> <td>6,001㎡～9,000㎡</td> <td>55,000円</td> <td>1 8</td> </tr> <tr> <td>9,001㎡～</td> <td>60,000円</td> <td>1 7</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、このような各愛護会に対する報奨金交付のほか、現在、市内の各愛護会相互の親睦と協調を図り、公園緑地愛護活動の推進に寄与する目的で、前橋市公園緑地愛護会連合会が組織されているが、この連合会に対する活動支援も行っている。</p> <p>連合会に対する市補助金 1,800,000円(平成19年度)</p>	公園の面積	1団体当たり報奨金	愛護会数	301㎡～ 500㎡	16,000円	1 6	501㎡～ 799㎡	20,000円	1 6	800㎡～3,000㎡	45,000円	1 7 9	3,001㎡～6,000㎡	50,000円	4 2	6,001㎡～9,000㎡	55,000円	1 8	9,001㎡～	60,000円	1 7	<p>ボランティア的な公園緑地愛護活動に対する謝礼の意味と地域コミュニティの活性化・郷土愛の醸成を図ることなどを目的に、毎年、報奨金を交付する。</p> <p>報奨金の交付基準は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公園の面積</th> <th>1団体当たり報奨金</th> <th>愛護会数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>301㎡～ 500㎡</td> <td>16,000円</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>501㎡～ 799㎡</td> <td>20,000円</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>800㎡～3,000㎡</td> <td>45,000円</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3,001㎡～6,000㎡</td> <td>50,000円</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>6,001㎡～9,000㎡</td> <td>55,000円</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>9,001㎡～</td> <td>60,000円</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※愛護会組織がないため、連合会はなし。</p> <p>富士見村においては、小規模公園が6箇所あり、うち5箇所は地元行政区等に管理委託、1箇所(富士見ふれあい公園)は直営管理(No.123関係)している。</p> <p>この他、住宅開発に伴う小規模公園が13箇所あり、地域が自主管理している。</p> <p>◆委託管理(5箇所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(公園の名称)</th> <th>委託先</th> <th>委託料(12円/㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・竜門公園</td> <td>所替戸区</td> <td>31,992円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>FC富士見</td> <td>63,264円</td> </tr> <tr> <td>・行人山公園</td> <td>時東区</td> <td>48,312円</td> </tr> <tr> <td>・結婚の森穴田公園</td> <td>梶谷区</td> <td>25,176円</td> </tr> <tr> <td>・甲申川親水公園</td> <td>田島区</td> <td>13,164円</td> </tr> <tr> <td>・原西親水公園</td> <td>原西区</td> <td>51,600円</td> </tr> </tbody> </table>	公園の面積	1団体当たり報奨金	愛護会数	301㎡～ 500㎡	16,000円	0	501㎡～ 799㎡	20,000円	0	800㎡～3,000㎡	45,000円	0	3,001㎡～6,000㎡	50,000円	0	6,001㎡～9,000㎡	55,000円	0	9,001㎡～	60,000円	0	(公園の名称)	委託先	委託料(12円/㎡)	・竜門公園	所替戸区	31,992円		FC富士見	63,264円	・行人山公園	時東区	48,312円	・結婚の森穴田公園	梶谷区	25,176円	・甲申川親水公園	田島区	13,164円	・原西親水公園	原西区	51,600円	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <p>・前橋市の制度を富士見村に拡大させる。</p>	
公園の面積	1団体当たり報奨金	愛護会数																																																																			
301㎡～ 500㎡	16,000円	1 6																																																																			
501㎡～ 799㎡	20,000円	1 6																																																																			
800㎡～3,000㎡	45,000円	1 7 9																																																																			
3,001㎡～6,000㎡	50,000円	4 2																																																																			
6,001㎡～9,000㎡	55,000円	1 8																																																																			
9,001㎡～	60,000円	1 7																																																																			
公園の面積	1団体当たり報奨金	愛護会数																																																																			
301㎡～ 500㎡	16,000円	0																																																																			
501㎡～ 799㎡	20,000円	0																																																																			
800㎡～3,000㎡	45,000円	0																																																																			
3,001㎡～6,000㎡	50,000円	0																																																																			
6,001㎡～9,000㎡	55,000円	0																																																																			
9,001㎡～	60,000円	0																																																																			
(公園の名称)	委託先	委託料(12円/㎡)																																																																			
・竜門公園	所替戸区	31,992円																																																																			
	FC富士見	63,264円																																																																			
・行人山公園	時東区	48,312円																																																																			
・結婚の森穴田公園	梶谷区	25,176円																																																																			
・甲申川親水公園	田島区	13,164円																																																																			
・原西親水公園	原西区	51,600円																																																																			

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
115	公園愛護功労者表彰事業について		<p>市の各公園・緑地等において清掃、除草、樹木の手入れ等に貢献し、愛護活動に顕著な功績のあった団体及び個人等を表彰することによって、公園に対する認識と愛護意識の高揚を図り、もって公園管理行政の円滑な推進を図る。</p> <p>《表彰基準》</p> <p>①団体表彰 5年以上にわたり、愛護活動を積極的に行い、その活動が他の模範となる団体を、市長名で表彰するものとする。</p> <p>②個人表彰 1) 公園愛護会長として、10年以上携わり、その功績が他の模範となる者を、市長名で表彰する。 2) 公園愛護会員として、5年以上携わり、その功績が他の模範となる者を、前橋市公園緑地愛護会連合会長名で表彰する。</p> <p>《表彰方法》 市長名又は連合会長名による感謝状及び記念品の授与</p>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大させる。</p>	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
116	生け垣づくり奨励金交付について		<p>失われた都市の緑を取り戻し、緑あふれる潤いのあるまちづくりのため、公共用道路の面した場所に、下記の基準を満たした生垣を市民が設置する場合の樹木購入費の一部を、予算の範囲内で補助している。</p> <p>①適用区域 市内全域</p> <p>②奨励金の額 生垣用苗木購入費の3分の2に相当する額で5万円を限度とする。 既存の囲障に替えて生垣をつくる場合、2万円を限度に加算する。</p> <p>③生垣の基準 植栽する樹木の高さは概ね1m以上とし、その延長は5m以上とする。樹木の植栽本数は、1m内に3本以上。</p> <p>④生垣づくり奨励金交付状況 (平成19.4.1現在) 主な植栽樹 サザンカ ベニカナメモチ ドウダンツツジ等 交付件数 985件 延長15,088m</p>	<p>・緑豊かな住み良い生活環境を創り出すため、生垣づくりをする者に対し、奨励金を交付する。</p> <p>①適用区域 土地区画整理事業区域内とする。ただし、仮換地の未指定地については除くものとする。</p> <p>②奨励金の額 樹木購入費に相当する額の3分の2を奨励金として交付する。ただし、5万円を限度額とする。前項の樹木の単価は、村で定める単価と購入予定単価を比較し、安値を採用する。移転対象外の既存の囲障に替えて生垣を植栽する場合は、前項に規定する奨励金に既存囲障の除去費を、関東地区用地対策連絡協議会損失補償基準に従い加算交付することができる。ただし、3万円を限度額とする。</p> <p>③生垣の基準 植栽する生垣の規模、樹種等の基準は、次の各号の定めるところによる。 (1)植栽する樹木の高さは、おおむね0.5メートル以上1.2メートル以下とする。 (2)生垣の総延長は1メートル以上とする。 (3)樹木の植栽本数は、1メートル以内に3本以上とする。なお植栽位置等は、境界から0.3メートル以上離して植栽し、葉張は境界からはみださないこととする。 (4)植栽する樹木は、村が奨励する次の樹木の中から選択して購入するものとする。 ア、カナメモチ イ、ドウダンツツジ ウ、ウバメガシ エ、ツゲ オ、カンツバキ (5)交付件数 11件 延長 239m</p>	<p>○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大させる。</p>	

都市計画建設部 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考												
117	花のあるまちづくり助成事業について		<p>前橋市では、豊かで美しいまちを目指して、地域等において花壇づくりに取り組んでいる者（団体等）に対して奨励事業を進めており、美しい景観づくりと、花のあるまちづくりの推進を図っている。</p> <p>①補助対象 市と花のあるまちづくりの推進に関する協定を締結し、年間通して花壇の設置及び維持管理を行う団体等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草花の植え付けを年間3回程度行うこと。</li> <li>・花のあるまちづくり協定の期間は5年以上</li> </ul> <p>②助成金額</p> <p>1) 花壇の新設 1箇所当たり5万円を限度に助成</p> <p>2) 花壇の管理 花壇の新設後、毎年管理費として3万円を限度に助成</p> <p>③花のあるまちづくり助成協定団体の延長及び面積（平成19.4.1）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>花のライン協定団体</td> <td>27団体</td> <td>約6,703m</td> </tr> <tr> <td>花の道</td> <td>5団体</td> <td>約1,081m</td> </tr> <tr> <td>まちかど花壇</td> <td>4団体</td> <td>約122㎡</td> </tr> <tr> <td>ふれあい花壇</td> <td>44団体</td> <td>約3,880㎡</td> </tr> </table>	花のライン協定団体	27団体	約6,703m	花の道	5団体	約1,081m	まちかど花壇	4団体	約122㎡	ふれあい花壇	44団体	約3,880㎡	なし	<p>○前橋市の制度により調整する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋市の制度を富士見村に拡大させる。</li> </ul>	
花のライン協定団体	27団体	約6,703m																
花の道	5団体	約1,081m																
まちかど花壇	4団体	約122㎡																
ふれあい花壇	44団体	約3,880㎡																

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
118	公開緑地制度		<p>1 目的 都市計画区域内において遊休となっている私 的空き地について、土地所有者と前橋市との間 で土地の使用について契約を結んで施設の整備 を行い、整備後は都市公園として設置すること により、都市公園の拡大を図り、都市における 良好な生活環境の確保を図ることを目的とす る。</p> <p>2 採択基準 (1) 都市計画区域内において、公園緑地配置 計画上適正な位置にあること。 ①市街化区域内は、都市公園配置基準によ る。 ②市街化調整区域は、200戸程度の集落 があり、原則として農振除外手続き不要の土地 とする。 (2) 前橋市が土地所有者との賃貸借契約等 により、概ね10年以上の権原を取得するもので あること。 (3) 施設整備後、都市公園として設置するも のであること。 (4) 面積が0.05ヘクタール以上であるこ と。</p> <p>3 借地料 (1) 使用貸借契約により契約を結んだ土地の 賃借料は、無償とする。 (2) 賃貸借契約により契約を結んだ土地の借 地料は、年額50円/m<sup>2</sup>とする。</p> <p>4 助成措置 賃（使用）貸借契約により契約を結んだ土 地に対し、固定資産税及び都市計画税相当額の 範囲において助成金を支払う。</p> <p>5 公開緑地の設置箇所数 平成19.4.1現在 18箇所 3.1 2ヘクタール</p>	なし	<p>○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大させる。</p>	



都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考																								
119	児童遊園地について		<p>○中央児童遊園 敷地面積 8,814.88㎡ 建物延べ面積 管理事務所（軽量鉄骨重鉛葺二階建て）外8棟 309.71㎡ 開設 昭和29年11月 休園日 火曜日 入園料 無料 ①遊器具使用料 使用料（大型遊具） 普通利用券 1人1回につき50円 回数利用券 1人1回につき500円 満4才未満の幼児は、1人につき1人の付き添いは無料 使用料（小型児童遊具） 1人1回につき10円 コイン投入式（現金） ②利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年間延べ利用人員</th> <th>遊具使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12</td> <td>1,182,746人</td> <td>29,064,750円</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>1,314,564人</td> <td>33,146,520円</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>1,233,528人</td> <td>40,282,680円</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>1,203,176人</td> <td>38,951,340円</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>1,204,955人</td> <td>39,420,010円</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>1,277,566人</td> <td>41,325,840円</td> </tr> <tr> <td>18</td> <td>1,245,799人</td> <td>38,935,015円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成18年度より 指定管理者制度導入</p>	年度	年間延べ利用人員	遊具使用料	12	1,182,746人	29,064,750円	13	1,314,564人	33,146,520円	14	1,233,528人	40,282,680円	15	1,203,176人	38,951,340円	16	1,204,955人	39,420,010円	17	1,277,566人	41,325,840円	18	1,245,799人	38,935,015円	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
年度	年間延べ利用人員	遊具使用料																												
12	1,182,746人	29,064,750円																												
13	1,314,564人	33,146,520円																												
14	1,233,528人	40,282,680円																												
15	1,203,176人	38,951,340円																												
16	1,204,955人	39,420,010円																												
17	1,277,566人	41,325,840円																												
18	1,245,799人	38,935,015円																												
120	市町村営墓地分譲について		<p>○嶺公園墓地の分譲について ①申込者の資格 1) 前橋市の住民であること。 2) 遺骨を所持していること。（申込時に、火葬許可書の写し等を提出） 3) 他に墓地を所持していないこと。 4) 永代使用料等を市が指定する期日までに納付できること。 5) 使用許可後3年以内に墓碑等を設置できること。 6) 規格にあった墓地を設置できること。 7) 申込者本人が必ず使用すること。</p>	なし	○前橋市の制度により調整する ・前橋市の制度を富士見村に拡大させる。 なお、墓地の分譲については、平成19年9月1日から既に富士見村民も対象となっている。																									

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
			<p>②墓地の種別、使用料等</p> <p>1) A型 (5.0㎡) 洋式 (カロート付)</p> <p>永代使用料 300,000円            特別徴収金 236,000円            年間管理料 3,150円            分譲価格合計 539,150円</p> <p>注：カロートは遺骨収蔵室のこと。特別徴収金は土台・植栽・カロートの費用で、A型洋式、B型洋式及び芝生墓地に必要です。</p> <p>2) A型 (5.0㎡) 和式</p> <p>永代使用料 300,000円            年間管理料 3,150円            分譲価格合計 303,150円</p> <p>3) B型 (7.5㎡) 洋式 (カロート付)</p> <p>永代使用料 495,000円            特別徴収金 263,000円            年間管理料 4,720円            分譲価格合計 762,720円</p> <p>4) B型 (7.5㎡) 和式</p> <p>永代使用料 495,000円            年間管理料 4,720円            分譲価格合計 499,720円</p> <p>5) C型洋式・和式 (12.0㎡)</p> <p>永代使用料 900,000円            年間管理料 7,560円            分譲価格合計 907,560円</p> <p>6) 芝生 (4.5㎡) (カロート付)</p> <p>永代使用料 250,000円            特別徴収金 63,000円            年間管理料 2,830円            分譲価格合計 315,830円</p>			

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
121	有料公園施設の 使用料について	敷島公園	<p>1) ボート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オール式 30分間200円</li> <li>・ペダル式 30分間400円</li> </ul> <p>2) つり堀池</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号池及び2号池</li> </ul> <p>1面につき午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分まで1,050円、午前8時30分から午後4時30分まで2,100円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3号池</li> </ul> <p>1面につき午前8時30分から午前11時30分まで及び午後1時30分から午後4時30分まで2,100円、午前8時30分から午後4時30分まで4,200円とする。ただし、分割して利用する場合の使用料は、その1区分(3分の1に区分した1区分をいう。)についての使用料は3分の1の額とする。</p> <p>3) ばら園緑化相談所(展示室)</p> <p>午前9時から正午まで1,050円、正午から午後5時まで及び午後5時から午後9時まで1,470円とする。ただし、2分の1に分割して使用する場合の使用料は、2分の1の額とする。</p>	なし	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		前橋こども公園	1) ゴーカート1周1回100円			

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		前橋総合運動公園テニスコート	1) 占有利用 ・一般(1面) 6時～9時 2,100円 9時～12時 2,100円 12時～15時 2,100円 15時～18時 2,100円 18時～21時 2,100円 ・18歳以下(1面) 6時～9時 1,050円 9時～12時 1,050円 12時～15時 1,050円 15時～18時 1,050円 18時～21時 1,050円 2) 個人利用 ・一般(1人) 6時～9時 360円 9時～12時 360円 12時～15時 360円 15時～18時 360円 18時～21時 360円 ・18歳以下(1人) 6時～9時 180円 9時～12時 180円 12時～15時 180円 15時～18時 180円 18時～21時 180円			

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		前橋総合運動公園市民球場	1) 入場料を徴収する場合 ・職業野球 全日168,000円 ・一般 6時～9時 9,450円 9時～12時 9,450円 12時～15時 9,450円 15時～18時 9,450円 18時～21時 9,450円 ・18歳以下 6時～9時 4,720円 9時～12時 4,720円 12時～15時 4,720円 15時～18時 4,720円 18時～21時 4,720円 2) 入場料を徴収しない場合 ・一般 6時～9時 3,150円 9時～12時 3,150円 12時～15時 3,150円 15時～18時 3,150円 18時～21時 3,150円 ・18歳以下 6時～9時 1,570円 9時～12時 1,570円 12時～15時 1,570円 15時～18時 1,570円 18時～21時 1,570円			
		陸上競技・サッカー場	陸上競技場 占用利用 6時～18時3時間ごとに 3,000円 個人利用 1日 1人1回につき300円 個人利用 年間利用 1人につき 6,000円 サッカー場 占有利用 6時～18時3時間ごとに 9,800円 競技用器具 一式 1日につき 5,000円 1点 1日につき130円 放送設備 6時～18時3時間ごとに 520円 クラブハウス 6時～18時3時間ごとに 4,870円 ※温水シャワー設備 1日2,480円			

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
		前橋総合運動公園コミュニティプール	1) プール 一般 1人1回 300円 中学生以下 " 100円 ※付属設備使用料は、更衣用ロッカー1回20円、ヘアードライヤー1回10円 2) 健康運動指導室 ・個人利用 10時～12時 100円 (中学生以下は半額。以下同様) 12時～14時 100円 14時～16時 100円 16時～18時 100円 18時～20時 100円 ・占有利用 10時～12時 1,050円 (中学生以下は半額。以下同様) 12時～14時 1,050円 14時～16時 1,050円 16時～18時 1,050円 18時～20時 1,050円			
		大胡総合運動公園野球場	1) 野球場 5時～7時30分 1,500円 9時～12時 2,500円 13時～17時 1,500円 19時～21時30分 2,000円 2) 陸上競技・サッカー場 9時～12時 1,500円 12時～15時 1,500円 15時～17時 1,000円 17時～19時 1,000円 19時～21時 1,000円 3) 弓道場 占有利用 9時～12時 1,000円 13時～17時 1,000円 18時～21時 1,000円 個人利用 2時間につき500円 4) テニスコート 6時～9時 200円 9時～12時 400円 12時～15時 500円 15時～18時 500円 18時～21時 500円			

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
122	都市公園法第5条第2項、第6条第1項・第3項、第4条第1項・第3項の規程による公園占用の場合の使用料		<p>○施設を設ける場合 1㎡1年につき500円以内で市長が定める額</p> <p>○公園を占用する場合 1) 電気事業、電気通信事業等の用に供するもので、電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第1の2の表に掲げるもの 同表の種類及び単位の区分に応じ宅地について定める額 2) 前号に掲げるもの以外で前橋市道路占用料徴収条例(昭和59年前橋市条例第11号)別表に掲げるもの 同表に掲げる額 3) 前2号に掲げるもの以外の用途で使用する 使用の態様を勘案して市長が定める額</p> <p>○前橋市公園条例第4条第1項に規定する行為をする場合 1) 物品販売(立売り) 1日につき200円 2) 露店又は物品預り所 1㎡1日につき40円 3) 競技会、展示等 10㎡1日につき40円 4) 公園地の使用者が会合者から入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、使用料の5割を加算する。</p>	なし	○前橋市の制度により調整する	
123	その他公園管理		前橋市では公園の維持管理にあたっては、一部を指定管理者の前橋市施設管理公社に施設の管理を行わせている。(前橋総合運動公園・大胡総合運動公園・利根川河川緑地)	<p>富士見村においては、小規模公園1箇所を直営管理している。</p> <p>◆直営管理 ・富士見ふれあい公園(建設課)</p>	○前橋市の制度により調整する	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
124	住民参加型道づくり事業		なし	<p>富士見村住民参加型道づくり事業推進要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、住み良い生活環境を創るため、住民参加型道づくり事業(以下「事業」という。)を実施する者に原材料を支給することについて必要な事項を定めるものとする。 (対象者等)</p> <p>第2条 原材料支給の対象は、行政区域の住民が参加し公道をコンクリートによる舗装を実施するためのものとする。 2 対象者は、事業に賛同し、行政区長(以下「区長という。)の承認を受けたものでなければならない。 (原材料等)</p> <p>第3条 支給する原材料は、生コンクリート及びワイヤーメッシュ等とする。 2 原材料の支給は、1カ所あたり公道延長50メートルを限度とし、コンクリートは10センチメートルを標準とする。 (支給申請)</p> <p>第4条 原材料の支給は、申請書(様式第1号)により区長から村長に申請するものとする。なお、区長はあらかじめ公道舗装する箇所に隣接する土地所有者の同意を得ておくものとする。 (支給の決定)</p> <p>第5条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適否の決定をするものとする。 2 適正と認めた申請は、予算の範囲内で支給の決定を区長に通知するものとする。 3 不適となった場合の申請は、その旨を区長に通知するものとする。 (完成の届出)</p> <p>第6条 前条の規定により支給の決定を受けた区長は、事業が完成したときは完成届(様式第2号)を村長に提出しなければならない。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 この事業に伴う庶務は、建設課において処理する。 ※ ・該当道路について要望により不陸整正、敷砂利等は村で施行する。</p>	<p>○廃止の方向で調整する ・平成20年度限りで廃止</p>	



都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
125	土地改良事業	群馬県治山林道協議会負担金 (東部建設事務所)	○群馬県治山林道協議会負担金 218千円	○群馬県治山林道協議会負担金 160千円	○現行のまま新市に引き継ぐ	
		治山林道事業 (東部建設事務所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと林道補助事業 不動大滝線 延長 100m 30,000千円 県 10% 市 起債90%</li> <li>・県単林道舗装事業 湯の口滝沢線 延長 210m 2,700千円 県 1/3 市 2/3</li> <li>・県単林道改良事業 鍋割相吉線 延長 30m 6,000千円 県 1/3 市 2/3</li> <li>・道整備交付金 林道溝ノ口線 延長 1,000m 30,000千円 補助 2/3 (国1/3 県1/3) 市1/3</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県単治山事業負担金 3,000千円 県 90% 村 10%</li> <li>・県営林道赤城白樺線負担金 1,200千円 県 98% 村 2%</li> <li>・村単独林道維持工事請負費 500千円</li> <li>・林道補修用原材料費 184千円</li> <li>・林道等維持管理委託料 228千円</li> </ul>	○現行のまま新市に引き継ぐ	
126	農村公園維持管理		<p>①江木新沼親水公園、今井沼親水公園、谷地沼親水公園、下増田農村公園、上大島農村公園、野中農村公園 計 6箇所</p> <p>維持管理は、公園管理事務所がおこなっている。施設の補修等は、農村整備課が行う。支所管内の農村公園については各産業課で対応。</p>	<p>①引田運動広場、横室運動広場、原中ふるさと公園、原西運動広場、石井一区ふるさと公園、石井二区光と緑のふれあい広場、石井三区ふるさと公園、漆窪光と緑のふれあい広場、市之木場光と緑のふれあい広場、山口公園、米野ふるさと公園、愛宕公園 計 12箇所</p> <p>日常の維持管理は、地元区に委託している。なお、施設の補修等は、教育委員会で行っている。</p> <p>②富士見村民憩いの森、檜山森林公園</p>	○現行のまま新市に引き継ぐ ・管理方法については、新市に移行後、速やかに調整する。	

都市計画建設部会 行政制度比較表

部門 No.	項目名	細項目	前橋市	富士見村	調整方針案	備考
127	公共物の用途廃止に関すること (道路法・河川法適用外)	用途廃止等審査委員会設置運営要綱	なし	富士見村法定外公共物用途廃止等審査委員会設置運営要綱（平成17年6月施行） ○所掌事務 用途廃止等の事前審査及び用途廃止申請等に基づく審査に関すること。 ○構成 委員長は副村長、副委員長は産業課長とし、委員は税務課長、企画財政課長、建設課長、水道課長、下水道課長及び教育委員会事務局長とする。	○廃止の方向で調整する	
		公共物用途廃止等に関する事務処理要綱	なし	富士見村公共物用途廃止等に関する事務処理要綱（平成17年4月施行） ・用途廃止申請及び添付書類等 ・普通財産売却申請 ・付替の要件及び許可基準 ・境界確定等に関する事務手順及び様式等を定めたもの	○合併時まで調整する	

・別表1 市単独道路改良事業における用地買収単価(18・19年度)

市街化調整区域単価表

1㎡当たりの単価(円)

区	域	宅地	田	畑	その他
上川淵地区、下川淵地区		11,500	8,300	8,300	6,300
県道渋川・大胡線以北(金丸町、嶺町、小坂子町の一部、荻窪町の一部)		10,000	7,300	7,300	5,800
県道渋川・大胡線以南の芳賀地区(嶺町の一部、小坂子町の一部、鳥取町、五代町、端気町、小神明町、勝沢町)		11,000	8,000	8,000	6,100 (5,800)
桂蓋地区1(下沖町、西片貝町1丁目～3丁目、東片貝町)		12,000	8,600	8,600	6,500
桂蓋地区2(上沖町、上泉町、石関町、亀泉町、荻窪町の一部、堀之下町、堤町、江木町)		11,000	8,000	8,000	6,100
東地区、元総社地区、総社地区		11,800	8,500	8,500	6,300
清里地区		10,600	7,600	7,600	5,800
南橋地区		11,500	8,300	8,300	6,100
永明地区、下大島町		11,600	8,400	8,400	6,200
城南地区		10,300	7,400	7,400	5,800

市街化区域 1 単価表

市街化区域(市街化区域2を除く全域)	45,300	33,300	33,300	26,200
--------------------	--------	--------	--------	--------

市街化区域 2 単価表

上川淵地区、下川淵地区、永明地区、下大島町	26,900	19,200	19,200	15,800
桂蓋地区	26,900	19,200	19,200	15,800
東地区、元総社地区、総社地区	26,900	19,200	19,200	15,800
南橋地区	26,900	19,200	19,200	15,800

支所区域 1 単価表(幅員7m以上)

区	域	宅地	田	畑	山林・保安林	その他
大胡地区	用途地域内の住居系地域	8,500	7,000	7,000	3,000	3,000
	用途地域内の商業系地域	13,000	11,000	11,000	3,000	3,000
	用途地域内の工業系地域	6,500	5,500	5,500	3,000	3,000
	用途地域外で四塚原之郷前橋線以北	4,800	4,000	4,000	1,500	1,500
	用途地域外で四塚原之郷前橋線以南	5,400	4,500	4,500	2,000	1,500
宮城地区	全地区一律	11,800	7,200	7,100	4,800	・ ・ ・ ・ ・
粕川地区	全地区一律	11,800	7,200	7,100	4,800	4,800

支所区域 2 単価表(幅員7m未満)

大胡地区	用途地域内の住居系地域	4,500	4,000	4,000	2,000	2,000
	用途地域内の商業系地域	7,000	6,000	6,000	2,000	2,000
	用途地域内の工業系地域	3,500	3,000	3,000	2,000	2,000
	用途地域外で四塚原之郷前橋線以北	3,000	2,500	2,500	1,000	1,000
	用途地域外で四塚原之郷前橋線以南	3,300	2,800	2,800	1,000	1,000
宮城地区	全地区一律	4,800	4,000	4,000	1,500	・ ・ ・ ・ ・
粕川地区	全地区一律	3,200	2,200	2,200	1,000	1,000

※墓地については宅地と同一価格とする

富士見村

単価表(幅員7m以上)

区	域	宅地	田	畑	山林・原野		墓地	その他
					山林	保安林		
1地区	2・3・4地区以外の区域	13,300	6,600	6,600	3,300	1,500	13,300	・ ・ ・ ・ ・
2地区	国道353号線以南で1級河川赤城白川以西群馬用水以北まで、国道353号線以北で竜口川から1級河川赤城白川までの区域	16,900	8,400	8,400	4,200	1,500	16,900	・ ・ ・ ・ ・
3地区	1級河川赤城白川以西群馬用水以南県道渋川大胡線まで、1級河川赤城白川以東で国道353号線以南県道渋川大胡線までの区域	20,500	10,200	10,200	5,100	・ ・ ・ ・ ・	20,500	・ ・ ・ ・ ・
4地区	県道渋川大胡線以南の区域	23,200	11,600	11,600	5,800	・ ・ ・ ・ ・	23,200	・ ・ ・ ・ ・

単価表(幅員7m未満)

区	域	宅地	田	畑	山林・原野		墓地	その他
					山林	保安林		
1地区	2・3・4地区以外の区域	6,600	3,300	3,300	1,600	1,000	6,600	・ ・ ・ ・ ・
2地区	国道353号線以南で1級河川赤城白川以西群馬用水以北まで、国道353号線以北で竜口川から1級河川赤城白川までの区域	8,400	4,200	4,200	2,100	1,000	8,400	・ ・ ・ ・ ・
3地区	1級河川赤城白川以西群馬用水以南県道渋川大胡線まで、1級河川赤城白川以東で国道353号線以南県道渋川大胡線までの区域	10,200	5,100	5,100	2,500	・ ・ ・ ・ ・	10,200	・ ・ ・ ・ ・
4地区	県道渋川大胡線以南の区域	11,600	5,800	5,800	2,900	・ ・ ・ ・ ・	11,600	・ ・ ・ ・ ・

・別表2 道路占用料金表

占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,000円	770円
	第2種電柱		1,600円	1,200円
	第3種電柱		2,200円	1,600円
	第1種電話柱		930円	690円
	第2種電話柱		1,500円	1,100円
	第3種電話柱		2,100円	1,500円
	その他の柱類		72円	53円
	共架電線その他 上空に設ける線 類		長さ1メートル につき1年	10円
	地下に設ける電 線その他の線類	5円		4円
	路上に設ける変 圧器	1個につき1年	700円	520円
	地下に設ける変 圧器	占用面積1平方 メートルにつき 1年	480円	360円
	変圧塔その他こ れに類するもの 及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円	1,100円
	郵便差出箱		600円	450円
	広告塔	表示面積1平方 メートルにつき 1年	4,400円	1,100円
その他のもの	占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,400円	1,100円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メー トル未満のもの	長さ1メートル につき1年	48円	36円
	外径が0.1メー トル以上0.15 メートル未満の もの		72円	53円
	外径が0.15メー トル以上0.2 メートル未満の もの		95円	71円
	外径が0.2メー トル以上0.4 メートル未満の もの		190円	140円
	外径が0.4メー トル以上1メー トル未満のもの		480円	360円
	外径が1メー トル以上のもの		950円	710円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方 メートルにつき 1年	1,400円	1,100円	

法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.003を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	
	上空に設ける通路	2,900円	710円		
	地下に設ける通路	1,500円	360円		
	その他のもの	1,400円	1,100円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	44円	11円	
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1か月	440円	110円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板（ <small>アーチであるものを除く。</small> ）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1か月	440円	110円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円	1,100円
	標識		1本につき1年	1,100円	850円
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	44円	11円
		その他のもの	1本につき1か月	440円	110円
	幕（令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	44円	11円
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1か月	440円	110円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1か月	4,400円	1,100円
		その他のもの		2,200円	540円
	令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1か月	440円	110円

令第7条第4号に掲げる仮 設建築物及び同条第5号 に掲げる施設	140円	110円
<p>備考</p> <p>1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p>	<p>備考</p> <p>1 第1種</p>	
<p>2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。</p>	<p>2 第1種</p>	

前 橋 市

・別表3 準用河川流水占用料

区分	種別	単位	金額	
流水占用料 (1年につき)	鉱工業用水	毎秒 1リットル	4,070円	
土地占用料 (1ヶ月につき)	農地	1㎡	13円	
	宅地(敷地通路等として利用するもの)	1㎡	営利用 76円 非営利用 44円	
	電柱	1本	125円	
	電話柱	1本		
	公衆電話所	1個		
	鉄塔敷	1.7㎡		
	諸管理 設	外径が0.1m 未満のもの	1メートル	7円
		外径が0.1m 以上0.15m 未満のもの	1メートル	11円
		外径が0.15 m以上0.2m 未満のもの	1メートル	15円
		外径が0.2m 以上0.4m未 満のもの	1メートル	30円
		外径が0.4m 以上1m未満 のもの	1メートル	76円
		外径が1m以 上のもの	1メートル	152円
		用途廃止申請が出さ れているもの	1㎡	営利用 178円 非営利用 102円
		日除け	1㎡	営利用 76円 非営利用 44円
		上空通路	1㎡	
	看板	1㎡		
	その他の工作物	1㎡		
	その他	そのつど市長が定める 単位及び額		
土石採取料	そのつど市長が定める 単位及び額			
産出物採取料	そのつど市長が定める 単位及び額			

備考

- 1 営利用とは、金銭的な利益を目的として使用することをいう。
- 2 非営利用とは、営利用以外のものをいう。

富士見村

なし

・別表4 公共物の使用料

区分	種別	単位	前橋市	富士見村	
公共物 使用料	農地	1 m <sup>2</sup>	156円	6円	
	宅地（敷地通路等）	1 m <sup>2</sup>	営利用 912円 非営利用 528円	130円	
	植林採草地	1 m <sup>2</sup>	5円	6円	
	電柱	第1種	1本	1,500円	730円
		第2種	1本		
		第3種	1本		
	電話柱	第1種	1本	1,500円	
		第2種	1本		
		第3種	1本		
	その他の柱類	1本			
	共架電線その他上空に設ける線類	1m			
	地下電線その他地下に設ける線類	1m			
	路上に設ける変圧器	1個			
	地下に設ける変圧器	1 m <sup>2</sup>			
	公衆電話所	1個	1,500円		
	郵便差出箱	1個			
	広告塔	表示面積 1 m <sup>2</sup>			
	鉄塔敷	1 m <sup>2</sup>	882円	200円	
	諸 管 埋 設	外径が0.1m未満のもの	1m	84円	120円
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの	1m	132円	
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの	1m	180円	
		外径が0.2m以上0.4m未満のもの	1m	360円	
		外径が0.4m以上1m未満のもの	1m	912円	
外径が1m以上のもの		1m	1,824円		
宅地（用途廃止申請物件）	1 m <sup>2</sup>	営利用 2,136円 非営利用 1,224円			
水車水路敷	1 m <sup>2</sup>		120円		
軌条施設	1 m <sup>2</sup>		120円		
係船場	1 m <sup>2</sup>		130円		
温泉ゆう出口	1施設		20,000円		
公共物 使用料	工作物（漁業）	1 m <sup>2</sup>	営利用 912円 非営利用 528円	130円	
	日除け、上空通路	1 m <sup>2</sup>			
	看板	1 m <sup>2</sup>			
	その他工作物	1 m <sup>2</sup>		120円	
	原形占用（漁業を除く）	1 m <sup>2</sup>		6円	
	ゴルフ場（ゴルフ練習場を含む）	1 m <sup>2</sup>			
	その他	そのつど市長が定める単位及び額			そのつど村長が定める額
生産物 採取料	土砂	1 m <sup>3</sup>	180円	180円	
	砂利	1 m <sup>3</sup>	220円	220円	
	栗石	1 m <sup>3</sup>	240円	240円	
	切込砂利	1 m <sup>3</sup>	220円	220円	
	切石	30cm <sup>3</sup>	60円	80円	
	玉石（20cm以上45cm未満）	1個	40円	50円	
	玉石（45cm以上）	1個	100円	120円	
	庭石	30cm <sup>3</sup>	240円	310円	
	芝	1 m <sup>2</sup>	30円	30円	
	竹木	そのつど市長が定める単位及び額			そのつど村長が定める額
	その他				

備考

- 1 営利用とは、金銭的な利益を目的として使用することをいう。
- 2 非営利用とは、上記以外のものを目的として使用することをいう。